# Ｂ． 台湾における並行輸入品への法的手当

※本報告は、台北市日本工商会／知的財産委員会／戦略Ｇ会議の
並行輸入問題プロジェクトチームの協力により作成された。

## 【並行輸入問題プロジェクトチーム　メンバーリスト】

台象股份有限公司（ZOJIRUSHI）

| | |
|---|---|
| 副総経理 | 井上　朋子 |
| | 郭　文燕 |

台灣山葉機車工業股份有限公司（YAMAHA）

| | |
|---|---|
| 経営企画室 | 奥　敦 |

台灣本田股份有限公司（HONDA）

| | |
|---|---|
| 総経理室 | 福本　達也 |

台灣美津濃股份有限公司（MIZUNO）

| | |
|---|---|
| 総経理 | 山地　守 |
| 商品部 | 西村　真一 |
| 総経理室 | 黃　莉婷 |

台灣索尼股份有限公司（SONY）

| | |
|---|---|
| 策略規劃部 | 沖　伊久男 |

台灣愛普生科技股份有限公司（EPSON）

| | |
|---|---|
| 影像科技事業群 | 西村　耕造 |

萬國法律事務所

| | |
|---|---|
| パートナー弁護士 | 鍾　文岳 |
| 弁護士 | 王　孟如 |

| | |
|---|---|
| 戦略 G 会議事務局 | 細川　昌之 |
| | 河合　弘明 |

# 第一章　並行輸入の定義

台湾の現行法は、「並行輸入（Parallel Import）」又は「真正品の並行輸入（genuine goods parallel import）」という用語を特に定義しておらず、イギリス、米国などの学理上の定義を翻訳して用いている。即ち、合法な授権（ライセンス）を受けていない第三者が、知的財産権者又は授権者（以下「権利者等」という。）の同意を得ることなく、海外から合法に製造され、知的財産権が付された真正品を輸入することを指す。

知的財産権者から授権して製造又は輸入している商品と、第三者が輸入する商品とが並行することから「並行輸入」と呼ばれる。なお、第三者により「並行輸入」された商品は「並行輸入品」といい、初期の並行輸入品の多くが船便で輸入され販売していたため、「水貨」とも呼ばれていた。

このように正式に授権していない第三者による真正品の輸入販売の市場は「灰色マーケット（gray market）」とも呼ばれ、並行輸入品は「灰色マーケット商品」と呼ばれた。「灰色」は、白と黒との中間であり、このような輸入行為は完全な違法でなく、完全な合法でもない中間に位置するからである。

並行輸入品や水貨などの呼び名以外に、「外流貨」や「外流商品」とも呼ばれ、製造過程において権利者等の同意を得ずに、工場の関係者が勝手に製造して販売した場合を指す（日本では「横流し品」とも呼ばれる）。外流貨は、正規工場が合法に製造し、生産した商品自身は知的財産権が付与された真正品であるため、海外から輸入され、並行輸入を構成する可能性がある。

ただし、授権範囲を超えて生産する場合としては、権利者等から商品生産を依頼された工場が、商品検収に合格しない商品が一定量出ることを想定して余剰に生産したり、原材料の残余分で自ら同じ商品を生産したりして、授権契約で約定した以上の数量の在庫を抱えるケースがある。この在庫が市場に流れた場合、並行輸入と認められるのかが問題となる。これら在庫の商品は、外見上真正品と同じであるが、授権範囲に含まれないため、並行輸入ではなく、模倣品に属すると考えるべきである。

商品の並行輸入において、内外の権利者が異なる場合については比較的争いがないが、内外の権利者に何らかの資本関係や契約関係があるときに、問題が生じ得る。並行輸入は、次のようなタイプに分類できる。

一、内外権利者が同一である。知的財産権者がそれぞれ国内と海外で当該商品の知的財産権を有し、輸入商品の製造元により、さらに次のとおり分類できる。

（一）知的財産権者が自ら外国で並行輸入品を生産した場合。

（二）知的財産権者が海外で他人に授権し、並行輸入品を生産した場合。

二、内外権利者の主体が異なる。即ち並行輸入品が輸入される国と輸出する国での知的財産権者が同一ではない場合、内外権利者の主体間に関係があるか否かにより、さらに次のとおり分類できる。

（一）内外権利者間に契約関係がある場合。

（二）内外権利者間に関係がないが、第三者との間に資本関係、契約関係がある場合。例えば、国際市場で授権されている場合、各地域の授権者が授権契約内で再授権、又は地域外の第三者に委託販売させた場合など。

以上をまとめると、並行輸入品は以下の三つのルートに分かれる。

(1) 直接、海外の知的財産権者から取得したもの。

(2) 外国権利者の代理店から取得したもの。

(3) 知的財産権者が授権した第三者から取得したもの。

並行輸入には、極めて重要な二つの特徴がある。一つは、当該商品が輸出国で合法に市場に置かれていても、輸入国での権利者等からライセンスを受けた独占販売店（総代理店）や代理店に、輸入を反対されることがある。独占販売店等は、自らが大きなコストをかけて築き上げたブランドや商標のイメージが並行輸入品により損なわれ、並行輸入業者と過酷な競争を繰り広げることとなり、当然に利益も減少するため、反対するのである。また並行輸入業者は、商品のアフターサービスを提供せず、マニュアルの使用言語問題も解決しないため、消費者の不満は独占販売店等にぶつけることとなる。

しかし、並行輸入品は、何れも真正品であって模倣品でないため、模倣品による権利侵害行為とは区別しなければならない。一方で並行輸入は、内国権利者や独占販売店、代理店による市場の独占を防ぎ、公正競争による価格の値下げ要因となり、消費者に多くの選択肢を提供できるほか、消費者の権利を保護し貿易流通を促す存在となっている。

以上のとおり、特許権、商標権、著作権に加えて、独占禁止の公正取引問題など、並行輸入が関わる問題の範囲が広いことが分かる。したがって、各国政府は、自国に特有の要素等を考慮した上で、異なる法律規範を設けているのである。

# 第二章　並行輸入のメカニズム

## 第一節　並行輸入の現状

台湾でよくある並行輸入品は、主に電気機器（デジカメ、家電製品、オーディオ、オーディオ・ヘッドホン、プロジェクター、プロ用撮影機材全般、ビデオデッキ、マイク、光学ディスク（CD／DVD／BD等）記憶装置等）、事務用機器（医療用プリンター専用紙等）、輸送機器自動車部品、自動車、二輪車等）、化粧品、食品（練り製品、調味料、菓子類、コーヒー等）、医薬品（健康飲料、薬品等）、文房具（ノート、ペン等）、運動用品（スポーツ靴、ゴルフボール等）、精密機械（時計等）、アパレル（ブランド衣料等）等持ち運びに便利な、ポータブル商品である。このほか、台湾では、例えば電気機器（デバイス等）、事務用機器やその消耗品、食品（ウイスキー等）、運動用品等の分野で「並行輸出」商品もあるが、その種類や数量は「並行輸入」の規模に全く及ばない。

台湾の並行輸入業者の主な販売ルートは、実体店舗と仮想店舗（インターネット店舗やネットオークション店舗）であり、特に仮想店舗の販売量は急速に拡大しており、事態はかなり深刻であると認識されている。また、堂々と「水際商品」や「並行輸入」の看板を掲げて消費者を引き寄せる並行輸入業者が多く存在し、その事業規模は正規代理業者と同程度であり、販売商品の簡易メンテナンスに対応したり、正規商品と並行輸入品を同時に併売する業者もある。

## 第二節　並行輸入の原因

並行輸入は単なる法律の問題ではなく、経済、貿易と密接な関係がある。初期の台湾は低価格の市場に属し、又は輸入量の制限と高関税のため、市場経済があまり発達せず、並行輸入問題がそれほど目立たなかった。しかし、グローバライゼーションによる経済発展、特にWTO加入以降から、関税の大幅引下げなど貿易障害が取り払われ、国際貿易が急速に成長し、並行輸入に関わる紛争も増加してきた。ここでは、並行輸入の原因を、以下のとおり整理する。

### 一、内外国における価格差異の存在

異なる市場において、異なる価格が存在する。世界各国の生活水準、消費水準が同一ではないため、国際企業は各国の事情に合わせて価格を設定する。また、各国の為替レート、生産コスト、ライセンスフィー等が異なるため、商業戦略に基づき、同一のメーカーが生産した同一の商品あっても、各国での定価は当然に異なる。この価格差異が並行輸入をもたらす最も根本的な原因となり、並行輸入業者が、市場価格が相対的に低い地域から商品を取得し、市場価格が相対的に高い地域で販売しているのである。特に為替レートが大きくなれば、輸入国の貨幣価値が上がり、この価格差異がさらに大きくなる。特に輸入国で当該商品を生産しており、生産コストが引き下げられない場合、並行輸入問題はさらに深刻となる。

市場で同一商標が付された東南アジアや中国大陸からの並行輸入業者の商品は、その一例である。また、日本ブランドのデジタルカメラなどの電子製品は、円安の場合、日本価格が台湾価格より割安となり、貨物税と関税を支払う必要がなければ、日本購入したデジタルカメラを台湾で販売することで利益が得られる。

このほか、知名な商品であればあるほど、国内の総代理業者が当該地域の唯一な授権を取得するためには、高額なライセンス料を支払わなければならず、並びに商品販売につき大量な広告料を投入してブランドの知名度を築き、

さらには十分な商品情報と使用説明を提供し、消費者に商品の性能と操作を理解させ、且つ商品のイメージを維持し当該ブランドの永続経営の志を達するため、最善のアフターサービス又は品質保証を提供しなければならない。一方、海外のメーカーはその販売代理業者に当該商品の促進販売を奨励するため、実務では、双方は代理販売契約で販売代理業者が一定の業績に達したとき、国外メーカーは一定の奨励金を支払う約束があるため、これらコストを最終価格に含めることとなり、国内外の価格差異の一因となっている。

並行輸入業者は、このような国内外の価格差異を見計らって特定商品を輸入するが、価格優勢を維持するために不正手段を採ることもある。例えば、輸入国がある特別な商品に高関税と貨物税を課している場合、並行輸入業者は商品価格を低く申告したり、虚偽の貨物類別や数量を申告したり、密輸等の方法により、税金を圧縮又は回避して利益を得ている。さらにコストダウンを図るため、商品選択が多く数量が一定数を確保できる海外市場から中古品を輸入し、消費者には新品と称して販売するような業者もある。

## 二、アウトレット商品の存在

「アウトレット（Outlet）」とは、本来「在庫処分、低価格販売」を意味し、今では、業者と小売業者が在庫量を調整し、在庫品を処分するため、商品を多く低価格で販売する小売方法を意味している。アウトレット商品とは、クーリングオフされた絶版品、仕様に合わないサイズ、汚れ等があるワケあり品、又は保存期限の満了直前の切迫品、流行遅れの不良在庫品等を意味する。

現在、多くの国々は、アウトレットモールを設立し、アウトレット商品を専門的に販売している。また、さらにメーカーによっては、「アウトレット専用品」を特注してアウトレットで販売し、デパートなど販売ルートで販売する正規商品と区別することもある。アウトレット商品は、正規商品より価格面でのメリットがあるため、並行輸入業者の重要な商品供給源とされている。特にアメリカ、ヨーロッパでは、アウトレットは昔からあり、台湾でもアウトレットの販売モデルが近年導入されているが、その割引価格は海外のアウトレットと比べて小幅であり、消費者にとってあまり魅力が感じられな

い。このため、並行輸入業者は、海外のアウトレットで人気があるブランド商品を輸入する傾向がある。

### 三、需給バランスの崩れ

ある商品の市場における需給バランスが崩れることにより、並行輸入を招く場合がある。まず、需要が供給より多い場合（例えば、代理業者又は販売代理業者が所有する商品の数量が足りない場合）、関係の良い取引先に優先的に割り当てるため、他の取引先は正規商品を取得できず、消費者ニーズに応えるため仕方なく、並行輸入品を販売することがある。また、台湾で未発売、又は法令が販売を禁ずる商品であって、台湾でのヒットが見込まれる商品は、並行輸入業者が競って仕入れることがある。逆に、供給が需要より多い場合（例えば、大量生産により過剰な在庫が発生した場合）、在庫処分として安値で放出されることとなり、市場で正規品と並行輸入が並存することがある。

### 四、各種認証の取得及び製品検査手続きの省略

薬品、化粧品、医療器材、自動車、電信管制射頻器材等の一部の商品は、輸入国の管制（規制）が厳しいため、輸入許可を取得するコストが高く、時間を必要とする場合が多い。しかし、並行輸入で管制を回避できる場合、低コストで輸入できるメリットがある。

一例として、薬品は輸入許可を得ることが難しく、臨床実験のみでも三年以上の時間を要するため、権利者等はコストを当該薬品の販売価格に反映させているが、並行輸入業者はそのコストを省略することができる（いわゆる「ただ乗り行為」）。

このほか、任天堂のゲーム機 Wii は WiFi と Bluetooth の通信機能を持つため、電信管制射頻器材に属し、主務機関の認証を得なければ勝手に製造、輸入、販売又は公開陳列することができず、このように認証の取得のためにかかる費用及び商品の検査時間とコストは正規商品の販売価格に反映され、消費者が負担することとなる。

ただし、このような商品が商業目的に基づく輸入ではなく、少量輸入であ

り、且つ個人的に使用する場合は、面倒な認証や商品検査手続きを遵守する必要がないので、実務上、並行輸入業者は各種の認証取得、商品検査の手続きを回避するため、個人使用の目的と偽って当該商品を輸入している。

しかるに、このような並行輸入品は既に違法販売を構成し、瑕疵又は故障があった場合、消費者がそのリスクを負うこととなる。

## 第三節　並行輸入の問題点 :「ただ乗り」

真正品の並行輸入は、メーカー、販売店、代理店及び消費者等各当事者の経済利益が関わるため、真正品の並行輸入を最も反対するのは輸入国の販売店や代理店である。代理業者が相当なコストを投入して商品の展示、販売促進、広告等宣伝を行い、当該商品ブランドの信用を築き上げているのに対し、並行輸入業者はコストをかけずに販売店や代理店の努力を利用して並行輸入品を輸入販売して販売店や代理店と対抗しており、これがいわゆる「ただ乗り（free-riding)」である。

### 一、販売機会の損失

輸入国で既に高い知名度と市場の販売ルートがある場合、並行輸入業者は代理店又は販売店の築いた信用・名声とマーケッティング方法を利用して簡単に利益を得ることができる。また、現代の通信技術が発達しているため、情報の流通が速く、並行輸入業者はすばやく且つ安価に世界各地の商品価格情報と商業製品情報を手に入れることができ、流行を先取りして並行輸入品の産地、価格、販売場所を選択し、市場で評判の良いヒット商品だけを大量に輸入販売し、商品の滞納のリスクを減少し、さらには代理業者の販売前の商品を並行輸入することにより、多額の利益を得ることができる。つまり、並行輸入業者の最大の問題は、悪意をもって他人の信用・名声にただ乗りすることであり、商品の研究開発、広告宣伝、人材教育訓練及びアフターサービスのコストを支払わなくても、合法の授権代理業者又は販売代理業者が投入した心力を享受して、低価格で消費者を引き寄せているので、紛れもなく「剽窃（ひょうせつ)」行為を構成する。例えば広告及び販売促進コストの高い日常用品、飲料、掃除用品、服など製品は、並行輸入業者がただ乗りしやすい対象である。

### 二、サービスコストの負担

民法の瑕疵担保責任、消費者保護法の商品販売者責任又は契約で別途約定

した保守サービス責任を問わず、何れも契約当事者の間にのみ存在するため、並行輸入品に問題が生じた場合、消費者は商品を購入した相手である並行輸入業者にしか主張できず、代理業者又は販売代理業者に並行輸入品の保守サービス責任を問うことができない。

しかし、商品に瑕疵又は問題が生じたときに、並行輸入業者は行き届いたアフターサービスを提供することができず、メーカーに返送した場合、時間が掛かり、自ら修理を保証したとしても、突然の倒産や姿をくらます業者が後をたたず、消費者が仕方なく代理店や販売店にメンテナンスを依頼することとなる。代理店と販売店は、余分な時間とコストをかけて消費者に説明しなければならず、並行輸入品によるマイナスイメージを当該ブランドのイメージとして当該消費者が持ってしまう問題も生じかねないため、代理店や販売店にとっては厄介でしかない。

その一例として、アフターサービスの維持コストが比較的高い商品、例えばデジタル製品（デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、液晶テレビ）、家電製品（冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、美容機器）、自動車など製品などが挙げられる。この他、ある例外の情況において、代理業者又は販売代理業者は保守サービス又は修理責任を負わなければならない。例えば、トヨタ自動車が最近リコールした型番の車両が台湾の代理業者が輸入していないにも関わらず、行政院消費者保護委員会はトヨタ自動車の台湾代理業者和泰汽車に、回収範囲内の並行輸入自動車又は留学生が輸入を申請した並行輸入品については無料で修理するよう要求した。

# 第三章　台湾現行法における並行輸入及び権利消尽に関する規範

## 第一節　権利消尽の原則

いわゆる「権利消尽の原則」、又は「ファーストセール・ドクトリン」とは、知的財産権者又は知的財産権者より利用許諾（ライセンス）を受けた者の同意を得て市場に流入した知的財産権商品は、既に権利者が想到し、且つ既に対価を取得する機会があり、その知的財産権が行使済みであり既に消尽して権利行使ができず、知的財産権の所有者の物権が優先され、所有者が自由に知的財産権商品を処分できることを言う。

よって、知的財産権商品が初めて市場に流入した後に、権利者の持つ当該商品の販売・使用権が既に消尽するので、当該商品を合法的に取得したいかなる第三者は、何れも当該商品を自由に他人に譲渡または任意に使用することができ、権利者は干渉又は権利を主張することができない。権利消尽原則に関しては、その効力によってなお、「国内消尽原則」と「国際消尽原則」の二種類に分けられ、前者は並行輸入を禁止するのに対して、後者は並行輸入を禁止しないので、当該原則は並行輸入と密接な関係があり、専利法、商標法、著作権法の何れにも言及されており、それぞれの内容を以下に述べる。

### 一、国際消尽の原則

国際消尽原則は、国外での最初の販売行為で、権利者の当該物品に対する権力を消尽させることをいい、権利者は、自らが製造、創作した又はその同意を経て製造、複製した物品が、本国又は国外において初めて市場に流入した後に、当該物品に対する販売権ならびに使用権が既に消尽したので、再び権利を主張することができない。台湾専利法及び商標法では国際消尽原則を採用し、並行輸入を認めており、第三章第二節、第三章第三節にそれぞれに詳しく説明する。

### 二、国内消尽の原則

国内消尽原則とは、権利者が自ら製造、創作した又はその同意を経て製造、複製した物品が、「本国」において初めて市場に流入した後に、当該物品に対する販売・使用権が初めて消尽することを言う。よって、権利者は、国外において初めて市場に流入した物品に対し権利が消尽していないので、本国で当該物品につき権利を主張することができる。台湾著作権法では国内消尽原則を採用し、合法的な著作物の並行輸入を禁止しており、第三章第四節に著作権法に関する詳しい規定を紹介し、説明する。

## 第二節　専利法

台湾専利法にいう専利とは、発明、実用新案、意匠の三種類が含まれている。特許権者は、自らが取得した特許権を利用して経済利益を実現する専用実施権を享有する他、その同意を経ずに無断で当該創作を使用した者に対しても、その使用を排除する権利を享有し、第三者は特許権者の同意又は許諾を経ずに、製造、使用、輸入、販売及び販売のための契約を行うことができない。又、専用実施権について、物品特許権者は、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして製造、販売のための契約締結、販売、使用、又は上掲目的のための当該物品の**輸入**を**排除する**権利を**専有し**（専利法第 56 条第 1 項）、方法特許権者は、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして当該方法の使用、及び使用又は販売のための契約締結、販売又は上掲目的のための当該方法により直接製造した物品の**輸入**を**排除する**権利を**専有し**（専利法第 56 条第 2 項）、実用新案権者は、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして製造、販売のための契約締結、販売、使用又は上掲目的のための当該実用新案物品の**輸入**を**排除する**権利を**専有し**（専利法第 106 条第 1 項）、意匠権者は、意匠の実施を指定した物品につき、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして製造、販売のための契約締結、販売、使用又は上掲目的のための当該意匠物品又は類似する物品の**輸入**を**排除する**権利を**専有する**（専利法第 123 条第 1 項）。上掲専用実施権に関する規定は、特許権者にいわゆる「輸入権」を付与している。

ただし、専利法第 57 条第 1 項第 6 号、第 108 条、第 125 条第 1 項第 6 号の規定のより、特許権者が製造した又はその同意を経て製造した特許物品が販売されると、当該物品の使用又は転売に特許権の効力が**及ばず**、その製造、販売も**国内に限らない**ので、明らかに台湾専利法は国際消尽原則を採用し、理論上、特許物品の並行輸入に特許権の効力が及ばないため、並行輸入は合法的である。最高裁判所 98 年度台上字第 597 号判決はさらに「専利法第 108 条が第 57 条第 1 項第 6 号を準用する規定により、特許権者が製造した又はその同意を経て製造した特許物品が販売されると、上掲特許物品の使用又は転売の何れ

においても特許権の効力が及ばない。これに準じ、特許権者が自ら製造・販売した特許物品を加工後に転売することにより、特許権侵害の問題はない。」と明確に釈明しており、特許物品並行輸入の合法性を肯定している。現在台湾では特許物品の並行輸入を許容しているので、輸入対象が特許権者自ら又はその同意を経た者が合法的に製造・販売した特許物品であれば、特許権侵害を構成しない。故に、台湾国内の業者は生産コストを削減し国際市場における競争力を高めるため、必要な特許物品を国際市場でコストのより安い合法製品を輸入して利用することができる。

## 第三節　商標法

商標法第30条第2項は「商標が付される商品が、商標権者又はその同意を経た者により市場において取引流通される場合は、商標権者は当該商品につき商標権を主張することが**できない**。ただし、商品の変質、毀損を防止するため、又はその他正当な事由による場合は、この限りでない。」と規定しており、これは商標権の国際消尽原則の採用を明文化したものであり、国外の著名な商品を並行輸入して国内市場で販売する行為は、原則として合法的であると認めるべきである。

現在、実務上の見解は、真正品の並行輸入は刑事権利侵害を構成しないと認定するものが多い：「...同一法理から見ると、『真正品の並行輸入』を行う輸入業者は、自らが輸入した商標権者が製造・販売した商標図形が付される真正品につきいかなる加工、改造又は変更を行わず、工場出荷状態で販売するとき、商品の出所が正当であるので、商標権者又は商標権者から使用許諾を受けた者の信用･名誉を損なうことなく、さらに、市場の独占を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に合理的な価格で商品を購入する利益を享受させるので、商標法の立法目的に反しない範囲内においては、商標権者の同意を得て行った行為として認めるべきであり、又、単純な商品説明や当該商標図形を当該商品の広告等同類の書類に付すことが認められる。逆に、工場出荷状態で販売せずに、無断で加工、改造又は変更した上で同一商標図形を当該商品に表彰した、又は当該商標図形を商品の広告等同類の書類に付して陳列・頒布した結果、商標権者又は商標権者より使用許諾を受けた者、指定代理店・販売代理店であると消費者に混同誤認させるに足るとき、当然悪意に基づき他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標権を侵害する犯意があり、その情状により商標法の刑罰規定を適用して刑を論ずるべきである。」[6]前掲実務見解は、中間商による転売及び商標の適宜な標示を認めるものであり、商標法の混同誤認を防止する立法目的から見ると、真正品は混同誤認のおそれがなく、且つ市

[6]最高裁判所82年台上字第5380号刑事判決、台湾台北地方裁判所90年自字第782号刑事判決

場の独占を防ぐこともできるので、当然商標権の侵害を構成しない。

実務上、刑事判決だけでなく、民事判決も前掲見解と同じ認定をしており、これは次の最高裁判所 81 年台上第 2444 号民事判決を見れば明らかである。「真正品の並行輸入は、輸入品の品質は台湾の商標権者が販売する同一商品と同じであり、且つ消費者を欺瞞し、混同誤認を招くおそれがないので、台湾の商標権者の営業上の名声・信用及び消費者の利益の何れも損なうことなく、さらに、台湾の商標権者による国内市場独占、商品価格支配を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に同一商品を購入時に選択を与え、自由競争の利益を享受させることができ、商標法の目的に反しないので、この範囲内では商標権の侵害を構成しないと認めるべきである。」

## 第四節　著作権法

台湾の著作権法には著作権者が頒布権を専有するとの条文が定められていないので、消尽原則の規定もなかった。ただ、1993 年に米国のスーパー301 条の影響を受けて、著作権法第 87 条第 1 項第 4 号規定を「本法に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる行為は、著作権又は製版権を侵害する行為と見なす。四、著作財産権の所有者の同意を得ることなく著作物の原作品又はその複製物を輸入すること」と改正したことにより、著作権法第 87 条の 1 の例外規定に合致しただけでなく、いかなる形式での並行輸入を全て禁止した。さらに、専利法、商標法の規定と比較すると、間接的に台湾の著作権法は、国際消尽原則ではなく、国内消尽原則を採用すると推論できるはずである。著作権法第 87 条第 1 項第 4 号に規定する「輸入」とは、輸入権を指し、現行著作権法の規定によると、輸入権は著作財産権の所有者に帰属するので、権利者の同意を得ることなく、たとえ貿易商は合法的な方法により国外で商品を購入した後に国内に輸入して販売したとしても、著作財産権の所有者の輸入権を侵害することになる。

しかしながら、実務上、経済部智慧財産局及び裁判所は当該規定の適用につき、ある程度において解釈により縮減を試みている。詳しく言うと、経済部智慧財産局は 2003 年 11 月 18 日付電子メール字第 921118 号書簡にて、第 87 条第 4 号は「著作権商品」に限って適用されるべきであると表示した。台湾高等裁判所高雄支所 96 上易 1063 号刑事判決も、上掲経済部智慧財産局書簡解釈に賛同の意見を表明し、「著作権を保護する目的は公共利益をも考量すべきであり、著作権法第 87 条第 4 号による著作権者の輸入権に対する保護は、「著作物」の中身の保護を重んじるべきであり、つまり、著作権法による「真正品並行輸入」に対する制限は、「著作権商品」（例えば、音楽 CD、視聴用 DVD、書籍、コンピュータプログラム等）の輸入行為に限るべきである。著作権商品は内容物、即ち中身の販売を重んじるので、製品外観又は日常生活上の実用性との関連があまりないので、輸入した商品に著作が含まれていても（例えば、シーツ、布団カバー等に含まれる美術著作物又は図形著作物）、これらの著作

物は当該商品の主な用途や価値ではないため、『著作権商品』に該当せず、著作権法第 87 条第 4 号規定の制限を受けないはずであり、経済部智慧財産局 2003 年 11 月 18 日付電子メール字第 921118 号書簡もこの見解を採用している。」

## 第五節　公平交易法

公平交易法における並行輸入に関する規定は、第 20 条、第 21 条及び第 24 条の 3 条である。公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号は、他人に混同を招く表記について「関係事業者又は消費者に通常認識されている他人の氏名、商号若しくは社名、商標、商品の容器、包装の外観又はその他他人の商品を示す表記と同一若しくは類似のものを使用し、他人の商品と混同誤認を生じさせ、又は当該表記を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入する行為」と規定している。また、同法第 21 条第 1、2 項は「一、事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日期、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示又は表記をしてはならない。二、事業者は、前項の虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示のあった商品の販売、運送、輸出若しくは輸入をしてはならない」と不実の広告を禁止している。そして同法第 24 条は「本法に別段の規定がある場合を除き、事業者はその他取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠く行為を行ってはならない」と規定している。

### 一、公平交易法第 20 条、第 21 条

公平交易委員会は、1992 年に公研釈字第 3 号書簡により、真正品の並行輸入が公平交易法第 20 条及び第 21 条の違反を構成するかについて意見を表明し、次の原則を確立した。(1) 真正品の並行輸入は模倣の構成要件に符合せず、公平交易法第 20 条の規定に違反しない。(2) 真正品の並行輸入が公平交易法第 21 条規定に違反するかは、並行輸入者の行為事実が故意に消費大衆をして商品の出所を誤認せしめるかによって判断しなければならない。

行政裁判所が案件ごとに判断する場合においても、公平交易委員会の上記書簡の判断標準を採用しているようであり、例えば、行政裁判所 86 年度判字第 274 号判決は「広告内容は、広告者が商品の台湾における『総代理店』、

並行輸入の販売店が『総代理店』の北区販売店と一般消費者をして誤認せしめるため、虚偽不実且つ人に誤解を招くおそれがある」と判示している。

## 二、公平交易法第 24 条

元メーカーが既に代理店に輸入又は製造・生産を承諾したもの並行輸入業者が国外から輸入したときに「ただ乗り行為」がある場合、公平交易法第 24 条に規定する「欺罔」又は「著しく公平さを欠く」行為を構成するおそれがある。いわゆる「ただ乗り行為」とは、許諾を受けた国内の代理店がマーケティングに高額な費用をかけて商品を消費者に広く認識させたのを、並行輸入業者が利用して、何の努力もせずにその成果を享受し、低価格競争を行うこと、又は「商品の出所を誤認せしめる行為」、つまり商品の出所又は内容、業者の名称・住所表示をあやふやにして、わざと消費者をして当該等商品は使用許諾を受けた代理店が輸入した商品と誤認せしめることを言う。実務上、本条は行為者の意図・目的、市場地位、所属の市場構造、商品特性、履行状況を総合的に判断しなければならず、甚だしくは刑法詐欺罪を構成するおそれがある。

## 第六節　その他の法律規範

### 一、植物品種及び種苗法

種苗、種苗の収穫物又はその直接加工物の自由な輸出入は認めるべきである。ただし、国際条約、貿易協定又は植物品種権利の保護、治安、衛生、環境及び生態保全若しくは政策の需要により制限を設けることができる（植物品種及び種苗法第 51 条第 1 項）。故に、原則として並行輸入は認められるが、国際条約、貿易協定又は植物品種権利の保護、治安、衛生、環境及び生態保全若しくは政策の需要によっては例外的に制限を設ける場合もある。ただし、中央主務官庁の許可なくして、遺伝子組換え植物を輸入し又は輸出してはならず、係る許可方法については、中央主務官庁が別途定める（植物品種及び種苗法第 52 条第 1 項）。

### 二、集積回路回路配置保護法

集積回路回路配置保護法第 18 条第 3 号にも、国際消尽の原則に関わる規定が設けられている。回路配置利用権の権利者は、他人がその同意を得ることなく「回路配置の一部又は全ての複製」、及び「商業目的のため回路配置又は当該回路配置に含まれる集積回路の輸入、頒布」を排除する権利を専有する（同法第 17 条）。

しかしながら、回路配置利用権は、合法的に複製した回路配置又は集積回路の所有者が合法的に所有する回路配置又は集積回路の**輸入**又は頒布には及ばず（同法第 18 条第 3 号）、この規定において、合法的な許諾を経た回路配置又は集積回路の並行輸入は合法的である。

### 三、商品検験法

商品を安全、衛生、環境保全及びその他技術法規又は基準に符合させ、消費者の権益を保護し、経済の正常な発展を促進し、動植物の疫病・虫害の拡散を防ぐため、主務官庁たる経済部標準検験局が指定・公告する種類、品目又は輸出地域であるとき、国内で生産、製造又は加工した農工鉱商品、又は

国外に輸出し若しくは国内に輸入する農工鉱商品は、並行輸入の農工鉱商品を含み、何れも商品検験法により認証を行わなければならない（商品検験法第 3 条）。規定により認証検査の申出をせずに、認証規定に符合しない商品を工場から搬出し、輸出入し又は市場に進出したとき、商品認証の申出を行うべき義務者にニュー台湾ドル 20 万元以上 200 万元以下の罰金を処することができる（商品検験法第 60 条第 1 項）。

**四、電信管制射頻器材管理弁法**

通信規制器材は公共ネットワークの干渉問題や電磁波放射の問題があるので、認証機関の認証がなければ、公共安全と人体安全を確保できない。よって、通信規制器材の輸入は主務官庁の許可を得て係る輸入許可証を取得しなければ輸入することができない（電信管制射頻器材管理弁法第 16 条）。よって、通信規制器材（例えば、アップル社の iPad、任天堂のゲーム機 Wii 等）の並行輸入品であれば、何れも電信管制射頻器材管理弁法の規定により係る輸入許可証を取得しなければそれを輸入することができない。さらに、誰でも通信規制器材の輸入業務を行えるわけではなく、事前に主務官庁の許可を得て係る経営許可証を取得して始めて当事業を経営することができる（電信管制射頻器材管理弁法第 5 条）。

**五、食品衛生管理法**

食品の並行輸入ができるかは、食品衛生管理法により原則として、食品添加物と中央主務官庁が公告・指定する物品、食品用洗剤及び食品食器、食品容器又は包装以外は、中央主務官庁の認証、登記及び許可証の発給を受けなければ輸出できず、一般食品につき並行輸入は禁止されていない（食品衛生管理法第 14 条）。

**六、薬事法**

薬品及び医療器材の輸入の制限は厳しく、薬事法の規定により、認証・登記の流れには当該薬物の国外工場での資料の完備の他、輸入業者による薬種商販売業の許可証の取得が必要であり、並行輸入は原則として難しい（薬事

法第 27 条第 1 項）。詳しく言うと、薬品を輸入するには、当該薬品の成分、規格、性能、製法の要旨、及び認証企画と方法並びに関連する資料や証明文書を、原文と中国語ラベル、原文と中国語の薬品説明書及びサンプルと共に提出し、さらに費用を納付して中央衛生主務官庁に認証・登記を申請しなければならず、中央衛生主務官庁に許可され、薬品許可証を取得して始めて薬品を製造し又は輸入するができる（薬事法第 39 条）。医療器材を輸入するには、中央衛生主務官庁に費用を納付して認証・登記を申請しなければならず、中央主務官庁に許可され、医療器材許可証を取得して始めて医療器材を製造し又は輸入することができる（薬事法第 40 条）。

## 第七節　結び

以上の説明から、著作権法は並行輸入につき国内消尽原則を採用しているため、比較的並行輸入を直接阻止できるが、専利法、商標法等その他の知的財産権法は国際消尽原則を採用し、並行輸入を禁止していないため、著作権物以外の商品につき、権利者が直接に専利法、商標法等知的財産権法を援用して並行輸入を制限する依拠とするのは困難である。権利者が並行輸入を阻止するには、その他関連する法規範又は手段に頼らなければならず、例えば、植物品種及種苗法、集積回路回路配置保護法、商品検験法、電信管制射頻器材管理弁法、食品衛生管理法等その他の規範は、並行輸入のために設けられた規範ではないが、巧みに活用すれば、ある程度並行輸入を制限又は阻止する効果が期待できる。

## 第四章　並行輸入を阻止するための対応

台湾法では、著作権法を除き、原則として並行輸入を制限していない。このような中で、メーカーはどのような対策を採り、並行輸入を阻止すべきかが重要な課題になる。そこで、メーカーと販売店が並行輸入を対抗するためにどんな対策が採り得るか、企業自身が商品を設計、研究開発する時、商品が流通する前の並行輸入品の流通の可能性を下げるため、どんな対策を採りうるか、及びその採った対策に公平交易法違反のおそれがあるかなど、並行輸入品の流通に対する企業の対応につき、以下のとおり紹介する。

### 第一節　販売できる区域の限定など競争を制限する協議

メーカーは、販売店との許諾契約の中で販売店の販売態様を制限する条項を加えることにより、並行輸入行為の発生を阻止している。その内、よく見られる類型として販売地域の限定、販売対象の限定及び転売価格の限定等が挙げられ、以下のとおり説明する。

#### 一、販売地域の限定

いわゆる「真正品の並行輸入」とは、合法に授権を得ていない第三者が、特許権者又は実施許諾者の同意を得ずに、海外から合法に製造され知的財産権が付された真正品を輸入することを指し、すなわち該商品は、メーカー又は特許権者が許諾したルートを経由して流通したものではなく、該商品の流通・販売できる地域は、メーカー又は特許権者が予測した販売地域と異なる。メーカー又は特許権者は、このような状況の発生を避けるため、契約、非公式な黙約又は共同行為により、その顧客の転売地域の限定を図っている。例えば、あるメーカーAは主にデジタル電器商品を生産しており、その商品は世界各地で販売されており、そして該メーカーAは台湾以外の各地域の販売店と「販売地域の限定」条項を締結することにより、台湾以外の地域の販売店にメーカーAの販売許諾を得ている販売代理商品を台湾へ輸出、販売させ

ないよう制限する。

このように販売代理商品の販売地域を限定するのは、商品のメーカー又は権利者には商品の販売代理商又は販路の形態を決める権利があるはずであるという発想に基づくものであり、メーカーの世界的なマーケティング戦略に資するため、販売代理業者に許諾を与えるときに、販売代理業者の商品販売範囲を限定している。

## 二、販売対象の限定

販売対象の限定の条項は、垂直的取引制限(卸売業者から小売業者までの垂直的取引関係の制限)及び水平的取引制限（卸売業者や小売業者等の同業者間の取引制限)に分けられる。典型的な販売対象の限定は、その行為の態様により三種類に分けられる。①その後の商売行為を全面的禁止するための「全面的転売禁止条項」、②ある類型の転売・購入の対象を限定・排除する条項、③独占販売代理店からしか購入できないとの制限を付ける「独占販売条項」。

この内、ある類型の転売・購入の対象を限定・排除する第 2 類では、販売店に並行輸入業者に商品を提供してはならないとの制限や、メーカーがある国の販売店に、該商品を他国の購買代行業者等に転売してはならないと制限するのも並行輸入を阻止する手段の一種である。

また、第 3 類の「独占販売条項」は、供応契約に直接規定されることが多く、例えば、アップル社商品の iPhone 4 は、台湾の特定な通信会社による独占販売の手段[7]を採っているように、実務上よくある例である。また、電子書籍業者の Amazon も書籍代理業者と独占販売の販売代理契約[8]の締結を図っており、この類の販路管理を強化するマーケティング方式も並行輸入を制限する方式の一種と言える。

## 三、転売価格の限定

[7] http://www.nownews.com/2008/11/15/339-2365906.htm

[8] http://www.btimesusa.com/a-20100825-41800/Amazon-retailer-digital-books-literary-agent-literary-works-Andrew-Wylie （アマゾンは書籍代理業者と独占販売契約を締結しようとしている）

転売価格限定とは、メーカーが市場で流通する該商品の価格をコントロールするため、供応契約に販売代理業者又は卸売業者が商品を転売する時、一定の価格を維持しなければならないと定めていることを指す。商品が市場で流通するときに、販売価格は市場競争を大きく左右し、販売代理業者は在庫プレッシャーを解決するため、比較的安値で並行輸入業者に商品を転売して、並行輸入品が溢れ出るということがよくあるので、メーカーが販売代理業者の転売価格をコントロールできれば、並行輸入品の流通を阻止するのに役立つはずである。

## 第二節 商品及びアフターサービスによる差異化を図る

前述したメーカーと販売代理業者との間の販売条件に関する制限条項のほか、メーカーはなお商品の研究開発、アフターサービスの提供により並行輸入品の流通を阻止することができる。例えば、商品表示の差異化、商品機能性質の差異化、及びアフターサービスの強化及び提供などが挙げられる。

### 一、商品機能の差異化

衣服又は靴等の商品の場合、消費者が好きなデザインやスタイルは地域によって異なるので、メーカーがその好み毎により、地域毎にその場所ならではの独特な商品を開発し、現地の消費者に最も適した商品を代理業者が提供すれば、消費者が並行輸入品を購入する意欲を低下させる手立てとなる。

例えば、米国で有名な衣服、靴のブラント Timberland は、並行輸入品と代理業者が代理販売する商品の差異性を強調するマーケティング手法を採用している。並行輸入業者が直接米国又はその他の地域から輸入した靴のデザインは米国等欧米人向けであり、欧米人とアジア人の体型が異なるので、代理業者が販売する専ら台湾人向けにデザインされた商品は海外から並行輸入した商品より台湾消費者のニーズにあっている。また、靴のデザインは履き心地を左右するので、靴を買いたい消費者にとって重要な要素となり、これにより並行輸入品を購入する意欲を低下しうる。

また、ローションや日焼け止め等商品は、消費者のニーズが地域によって異なるので、業者が米国やカナタの地域でローションを販売する時に、欧米人の肌色及び欧米人の日焼け好きという点を考量し、美白又は日焼け止め効果がない商品を販売し、アジア向けに販売する時には、アジア人の美白、日焼け止め効果を重視していることから、美白又は日焼け止め効果がある商品であることを強調している。地域によってニーズが異なるため、いくら並行輸入品の価格が安くても、消費者は並行輸入品ではなく、最も自分のニーズに合った許諾商品を選択するはずである。

並行輸入の流通を避けるには、地域毎の消費者のニーズを把握して、地域

毎に最も相応しい商品を製造するほか、電子製品の場合、異なる仕様によって並行輸入品の流通を避けることができる。携帯電話を例に挙げると、携帯電話の利用には SIM カードが必要であり、目下日本又は米国で使用される携帯電話は、原則として台湾ではそのまま利用することができない。一方、日本又は米国で販売される携帯電話も台湾 SIM カードが使えない設定となっている（いわゆる「SIM ロック」）。

また、最近アップル社が発売した iPhone 4 では、第一段階の販売地域に台湾が指定されなかったが、その販売開始前に、市場で SIM ロックが解除された iPhone 4 も売られていた。しかし、SIM ロックが解除された携帯電話の機能が不十分であったため、アップル社が正式に販売を開始するまで、多くの消費者は買い控えていた。メーカーの許諾商品が並行輸入品と比べてより完全な保障を提供するとき、並行輸入品に対する消費者の購入意欲が下がることが分かる。日本の携帯電話の場合も同じであり、日本の携帯電話はデザインが優れており、台湾の消費者にとって相当魅力があるとは言え、仕様が異なり、利用に際して制限があり、市場でロックが解除された日本の携帯電話機が売られているが、機能に制限があり（中国語の入力不可、一部の中国語が表示されない）、日本の通信会社に加入しなければ発揮できない機能があり、台湾の通信会社では対応していないため、消費者の並行輸入された日本携帯電話を購入する意欲が下がることとなる。

## 二、商品ラベルによる区別、並行輸入品との差異を拡大する

商品自体のデザインによって並行輸入品の流通を阻止できるほか、代理業者は、多額のコストを投入して展示、マーケティングを行うことにより商品ブランドを作り上げているので、それと同時に消費者に並行輸入品と許諾商品の違いを PR して、許諾商品は並行輸入品よりも保障があり、安全なイメージを築くことができる。さらに、ラベルを区別することによって、消費者が該商品が並行輸入品であるか否かを見分けることができるようにすることにより、さらに並行輸入品の流通を阻止する。また、許諾商品の表示と並行輸入品との相違を強調すると同時に、並行輸入品購入の危険性を宣伝する。例えば、並行輸入された食品や化粧品の場合、賞味期限や保存期間が書き換

えられる可能性があり、品質管理や、模倣品又は悪質品を購入し得るリスクがある。並行輸入された電子製品の場合、アフターサービスの提供がなく、製品に関連する部品、付属品がない等問題がある。また、商品に使われる語言について、商品本体及び説明書に同時に多数の国の言語を記載せずに、日本で販売する商品に日本語のインターフェイス又は説明書、台湾で販売する商品に中国語のインターフェイス又は説明書のみを用意することにより、許諾商品と並行輸入品の違いを強調し、両者の識別性を強め、許諾商品の良いイメージを築くことにより、消費者が該商品が並行輸入品であるか否かを区別でき、商品の保障の違いを知ることにより、並行輸入品流通の阻止に役に立つはずである。

### 三、販路の管理、金利裁定の余地を下げるなど

一方、並行輸入品が流通する主な原因は利益があることにあり、各国の為替レート、生産コストが異なる等要素により「金利裁定」の余地が生まれ、企業が経営戦略で金利裁定の余地を取り除くことができれば、根本的に並行輸入の発生を阻止することができるかもしれない。このほかにも販売代理店の在庫が多すぎるため、並行輸入業者に商品を転売することにより、並行輸入品が市場に流れることとなるため、企業が販路管理をさらに強化すれば、並行輸入の流通を減少させることができる。

## 第三節　並行輸入を阻止する対策に関する公平交易法上の留意点

本章第二節で紹介したように、メーカー又は権利者は、明示若しくは黙示の方式で、許諾を得た販売業者又は代理店に販売地域、販売対象、販売価格を制限しているが、これらが公平交易法の関連規定に違反するかにつき、次のとおり説明する。

公平交易法第 19 条第 6 号に「次に掲げる行為の一に該当するものであって、競争を制限し、又は公正な競争を妨害するおそれがあるときは、事業者はこれを行ってはならない。6、取引相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引する行為。」と規定しており、公平交易法施行細則第 27 条 1 項に「本法第 19 条第 6 号においていう制限とは、抱合せ販売、独占取引、地域、顧客又は使用に対する制限及びその他事業活動を制限する場合をいう」、同条第 2 項に「前項制限の当否は、当事者の意図、目的、市場地位、所属市場の構造、商品の特性及び実行状況の市場競争に対する影響などを総合的に考慮して判断しなければならない。」とそれぞれ規定しており、メーカー又は権利者は、並行輸入が明文で禁止されていない前提の下、契約を以て実施許諾者実施許諾者の並行輸入行為の制限、又は販売地域、販売価格を限定することにより不当に相手方の事業活動を制限することによって、公正な競争を妨害するおそれがあるとき、公平交易法第 19 条 6 号の規定に違反する可能性がある。

### 一、販売地域の限定

販売地域の限定は、メーカーが販売店や代理店と使用許諾契約を締結するときに、契約に実施許諾者は特定地域でしか該商品を販売することができないと約定する事を指す。これは、メーカー又は権利者の経済的利益の実現と密接な関係があり、原則として、正当な行為と見なされる。ただし、この類の約定は市場を分割し、競争を制限する作用があるので、特許権者が許諾地域をあまりにも細分化し過ぎると、市場の競争に深刻な影響を与え、公平交易法第 19 条第 6 号の「取引相手方の事業活動を不当に拘束する」という規定に違反する可能性があり、当該条に該当するかは、当事者の意図、目的、

市場地位、所属市場の構造、商品の特性及び実行状況の市場競争に対する影響などにより総合的に判断しなければならない。

### 二、販売対象の限定

使用許諾契約で販売対象を限定する方式は、前述の如く、全面的転売禁止条項、特定な転売対象の排除及び独占販売の条項等を含み、様々な異なる形態がある。メーカー又は権利者は、前述の制限を行う場合に、公平交易法第 19 条第 6 号の「次に掲げる行為の一に該当するものであって、競争を制限し、又は公正な競争を妨害するおそれがあるときは、事業者はこれを行ってはならない。6、取引相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引する行為」の規定に違反する可能性があり、また、公平交易法施行細則第 27 条によると、抱き合わせ販売、独占取引、地域、顧客又は使用に対する制限及びその他事業活動を制限する場合、取引相手方の事業活動を不当に拘束することを構成する可能性があり、当該条に該当するかは、当事者の意図、目的、市場地位、所属市場の構造、商品の特性及び実行状況の市場競争に対する影響などにより総合的に判断しなければならない。

### 三、転売価格の限定

公平交易法第 18 条第 1 項に、「事業者はその取引の相手方に対し、供給した商品を第三者に転売し、又は第三者がさらに転売するときに、自由に価格を決定することを容認しなければならず、これと相反する約定がある場合、その約定は無効とする。」と定めており、故に事業者はその取引の相手方が自由に販売価格を決めることを許容すべきであり、転売価格を限定した場合、公平交易法第 18 条の転売価格に関する規定に違反するだけでなく、公平交易法第 19 条第 6 号に定める取引相手方の事業活動を不当に拘束する不公平競争の行為に該当する可能性がある。

## 第四節　結び

現在、並行輸入品に対し開放な態度を採っている台湾立法ポリシーの下、並行輸入品がメーカー又は代理店の利益を減損させる可能性があるため、企業は、新製品を多く開発するような間接的な手段をもって並行輸入品の流通を阻止すべきである。目下、よくある手段として、契約で流通地域、転売対象、転売価格を限定する等の販売通路に対し様々な制限を付けるものがあるが、公平競争妨害の行為に該当して公平交易法に違反する可能性があるか否かを検討しなければならない。また、企業自体が商品の区別性、識別性を強化し、許諾商品と並行輸入品との差異を拡大することにより、消費者が自分にとって一番有利な商品を選ばせ、実質的に並行輸入品を打撃する方法もある。企業はその商品の特性を考量し、前述対策を総合的に運用し、企業自身と消費者が Win-Win となるよう図るべきである。

# 第五章　並行輸入を阻止するための対処方法

並行輸入品の流通については、メーカーと販売代理業者の立場から見ると、マーケティングプランを阻害し、商品の需要と供給のバランスが崩れ、さらにはメーカーの研究開発を停滞させ、コストが増え、及び商品が売れなくなるなどの問題を招くおそれがあり、さらには消費者に混同させ、消費者が当該製品のメーカー、販売代理業者の信頼を失うことになる。また、メーカーと販売代理業者が多額のマーケティングコストを費やしたのに、並行輸入業者が「便乗」する行為は、不正競争を生じさせる可能性があるため、どのように並行輸入業者を阻止するかはメーカーと販売代理業者の重大な課題であり、本論文では第四章に企業が並行輸入行為に対し採用すべき対策を検討し、本章において、台湾の実務上の訴訟又は訴訟手続きにおいて、並行輸入行為に講じられる法律対策について検討する。

## 第一節　訴訟によらない対処方法

### 一、告発、罰金等

台湾法では、直接並行輸入を制限又は禁止する規範はなく、実質、並行輸入を制限できる規範は様々な法律にあり、例えば貿易法、薬事法、商品検験法、公平交易法等に並行輸入を制限できる関係規範がある。台湾で並行輸入品の流通を阻止する訴訟外の方法は、例えば行政機関への告発、行政機関が罰金の処罰に処するなど方法がある。

#### （一）貿易法

台湾の立法政策において、原則として並行輸入を禁止していないため、食品（食品添加物を含まない）、服飾、靴、化粧品、自動車・バイク等の並行輸入品の流通を禁止していない。また、台湾の専利法と商標法は何れも国際消尽論で採用しているので、当該特許権又は商標権に関わる商品が特許権者又は商標権者に合法的に販売されてから、権利者は当該商品のその後の流通を制限又は禁止することができない。したがって、合法的に販売された並行輸入品について、特許権者又は商標権者は並行輸入業者に権利侵害責任を主張することができない。反対にいうと、当該商品が前述要件に該当せず、合法的に授権販売されずに、権利者の同意を得ずに台湾に輸入された場合、特許権者と商標権者の権利侵害となる可能性がある。貿易法第 17 条第 1 項「輸出入業者は次の行為をすることができない。一、台湾又は外国の法律により保護されている知的財産権を侵害すること。」、及び第 28 条「輸出入業者は次のいずれかに該当するとき、経済部国際貿易局は警告、ニュー台湾ドル 3 万元以上、30 万元以下の罰金に処し、又は 1 ヶ月以上 1 年以下の貨物輸出入禁止処分をすることができる。六、第 17 条の各号に定めたいずれの行為があるとき。」との規定により、経済部国際貿易局が当該規定に違反したものに対して、罰金刑、一定期間以内貨物輸出入の禁止処分に処することができ、情状が重大な場合、輸出入業者登録の取消ことができる。また、メーカ

一又は販売代理業者は、上述情況を発見した場合、貿易局に告発することができる。

**（二）薬事法**

薬物の安全性、有効性及び危険性は国民の健康に対し重大な影響があることを考量し、立法政策上、薬物に対する管制は比較的厳しい。薬品について、薬事法第39条の規定により、薬品の製造又は輸入を問わず、登録認証手続きを得て、薬品許可証を取得しなければならない。登録認証手続きを通過するためには、当該薬品の成分、仕様、性能、製造方法の要旨、認証規格と方法及び関係資料又は証書を、原文と中国語のラベル、原文と中国語の効能書き及び見本と共に提供しなければならない。ただこれらの資料は薬品メーカーから取得しなければならないので、実際、メーカーの授権を得ずに薬品を並行輸入するケースは少ない。また、薬事法第22条2号には、「本法にいう「禁制薬」とは、次の各号のいずれかに該当する薬品をいう。二、許可を受けずに勝手に輸入した薬品。ただし、旅客又は交通手段の服務人員が携帯し輸入した個人用薬品は、この限りではない。」と定められたため、登録認証手続きを行わず、勝手に輸入した薬品について、個人薬品以外は、商業用の並行輸入薬品と見なし、禁制薬と称する。地方衛生主務機関は、禁制薬の疑いがある薬品を発見した場合、その場で差押え、且つ見本を抜き取ることができる（薬事法第77条1項）。

調査又は検証試験を経て、禁制薬と判定されたものは、禁制薬の製造又は輸入を行った者につき、許可証を発行した原機関は、その全ての製造、輸入許可証、工場登記証及び営業許可証を取り消さなければならない。禁制薬を販売した者は、地方主務機関は、新聞掲載により、その商号、住所、代表人氏名、薬物名称及び犯行の情状を公告する（同法第78条1、2項）。発見押収したニセ薬又は禁制薬は、没収し焼却し（同法第79条）、その製造又は輸入した業者は、直ちに医療機構、薬局及び薬商に通知するものとし、且つ所定の期限内に市販品を回収しなければならない（同法第80条1項2号）。薬品登録認証規定に違反した者について、行政機関はニュー台湾ドル3万元以上、15万元以下の罰金に処することができる（同法第92条1項）。薬品の代

理業者又は販売代理業者は、禁制薬の疑いがある物品を発見した場合、主務機関に告発することができ、主務機関は禁制薬の摘発又は発見押収を奨励しなければならない（同第81条）。医療機器について、医療器材の製造、輸入は、中央衛生主務官庁に対し検査登録を申請しなければならず、許可を得ていない医療機器を輸入、販売した者は、前述のとおり全ての許可証明、登録証明を廃止し、且つ医療機器を廃棄し、及び罰金等行政処罰に処する。メーカー又は販売代理業者は、許可を得ず、輸入要件に符合しない薬品又は医療機器を発見した場合、衛生主務機関へ摘発することができる。

**（三）商品検験法**

商品検験法第 6 条の前段に「検査を受けるべき商品が、検査規定に符合しないとき、工場から搬出又は輸出入することができない。」と規定され、商品検験法第 60 条第 1 項 1 号に「検査を受けるべき商品の検査の申請義務人に次のいずれかに一つがある場合、ニュー台湾ドル 20 万元以上 200 万元以下の罰金に処する。一、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反し、検査規定に符合しない商品を工場から搬出、輸出入若しくは市場に進出した場合」と規定されているため、並行輸入業者は商品検験法の規定に符合しない模倣品を混ぜて販売、又は勝手にメーカーが廃棄した劣質品を輸入し商品検験法の規定に違反した場合、主務機関に告発することができる。

**（四）電信法**

電信法第 49 条 1 項の前段に「国家安全を保障し、電波秩序を維持するため、電気通信規制端末機器の製造、輸入、設置又は所有する者は、交通部の許可を得なければならない」と規定しており、詳細は電信管制射頻器材管理弁法に定められ、許可を得ずに勝手に電気通信規制端末機器を輸入した場合、電信法第 65 条 8 号「次のいずれかに該当する場合は、ニュー台湾ドル 10 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。八、第 49 条第 1 項の規定に違反し、許可を得ずに勝手に電気通信規制端末機器を製造若しくは輸入し、又はその製造又は輸入した電気通信規制端末機器の型番及び数量を報告していない者」との規定により、主務官庁は罰金に処することができる。並行輸入業者

がメーカー又は販売代理業者、上述の規定に違反していることを発見した場合は、主務官庁に告発することができる。

### （五）植物種苗法

植物種苗法第 52 条第 1 項に「中央主務官庁の許可を得ずに、遺伝子組換え植物を輸入又は輸出してはならない。その許可方法は、中央主務官庁が定める。」と規定されている。台湾法では、遺伝子組換え植物の輸入を管制しているので、並行輸入業者が許可を得ずに遺伝子組換え植物を輸入した場合、植物種苗法第 54 条に「次のいずれかに該当する場合は、ニュー台湾ドル 100 万元以上 500 万元以下の罰金に処する。一、第 52 条第 1 項により定めた許可方法の強制規定に違反して輸入又は輸出した」という規定があり、主務官庁は罰金に処することができ、権利者の許可を得ていない並行輸入行為を発見したときも、告発することができる。

### （六）公平交易法

企業が並行輸入業者を対抗する対策として、授権代理商品及び並行輸入品の違いを強調することができる。例えばアフターサービスの有無、商品設計の差異等、授権代理商品を購入する長所及び並行輸入品を購入するリスクを消費者に宣伝する。このとき並行輸入業者が故意に消費者にその商品の出所、当該並行輸入品は授権代理商品である、又は授権代理商品と同じサービスを取得することができると誤解させた場合、「虚偽不実の記載又は広告」に該当するおそれがあり、公平交易法第 21 条「事業者は、商品若しくはその広告、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日時、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は表徴をしてはならない。」の規定に違反する。また、並行輸入業者に「便乗」行為又は商品出所の誤解を招く等行為があるとき、公平交易法第 24 条「その他取引秩序に影響する欺罔又は箸しく公正さに欠ける行為」との規定に違反するおそれがある。公平交易法第 24 条の規定を構成するかについては、当事者の意図、市場地位、所属市場の構造、商品特性、及び履行

情況を総合的に、個別判断しなければならない。

公平交易法に違反した場合は、公平交易法第 41 条「公平取引委員会は本法規定に違反した事業者に対して、期限を定めてその行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じ、並びにニュー台湾ドル 5 万元以上、2500 万元以下の過料を科すことができる。期限を超えても、なおその行為を停止、改善せず、又は必要な是正措置を講じなかったときは、引き続きその行為の停止、改善又は必要な是正措置を命じることができ、またその行為が停止若しくは改善され、又は必要な是正措置が講じられるまで、回数に応じて連続してニュー台湾ドル 10 万元以上、5000 万元以下の過料を科すことができる。」との規定により、公平取引委員会は並行輸入業者に対し、その行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じることができ、且つ過料を科すことができる。

**二、警告状、積極的な授権交渉等**

上述規定に違反した並行輸入業者に対し、関係行政主務官庁に告発する以外、が並行輸入業者に対して、企業がその著作権、特許権、商標権を侵害するおそれがあると発見した場合、侵害のおそれがあるメーカー、輸入業者又は代理業者に侵害の排除を請求し、係る違法行為をやめるよう求めることができ、さらには警告状を発行することもできる。

一方、メーカーがまだ台湾で販売していない商品を並行輸入業者が並行輸入した場合、メーカーは当該並行輸入業者と交渉し、授権事項を検討し、並行輸入業者がメーカーとの協力に同意した場合、これも解決策の一つとなる。

## 第二節　訴訟による対処方法

メーカーはその権利が侵害されたとき、訴訟でその権利を主張することができる。訴訟の類型は民事訴訟、刑事訴訟及び民事訴訟がある。

### 一、民事訴訟

#### （一）特許、商標

並行輸入業者が並行輸入品を販売するときには、収益を上げるため、模倣品を混入して販売する情況はよくある。メーカー又は販売代理業者がこの情況を発見した場合、当該並行輸入業者に当該模倣品が権利を侵害した類型により商標権又は特許権侵害の訴訟を提起することができる。また、台湾法では、商標及び特許に対し国際消尽原則を採用しているため、係争商標又は特許を使用した商品は、国際権利消尽原則の要件に符合せずに（製造地又はその他地域で第一回の合法授権販売を行う）、直接台湾に並行輸入した場合、商標権者又は特許権者の権利を侵害することになる。

商標法第 61 条第 1 項には、「商標権者はその商標権を侵害したものに対し、損害賠償を請求することができ、且つその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」と規定されており、同条第 3 項には、「商標権者が第 1 項の規定により請求を行うときは、商標権侵害に係わる物品又は侵害行為に用いられた原料又は器具に対し、廃棄又はその他の必要な処置を請求することができる。」と規定されているため、商標権者はその商標権を侵害した者に対し損害賠償及び侵害排除を主張することができ、これは模倣品を混入して販売し、又はその販売する並行輸入品が「第一回合法授権販売」の要件を具えない並行輸入業者に対する対処方法の一つである。また、特許権の部分について、専利法第 84 条第 1 項、「特許権が侵害されたときは、特許権者は損害賠償を請求し、並びにその侵害を排除することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」（実用新案と意匠はそれぞれ同法第 108 条

及び第 129 条により準用する）との規定により特許権侵害者に損害賠償を請求することもできる。

### （二）公平交易法

並行輸入業者が虚偽不実な記載若しくは広告、「便乗」行為又は商品出所の誤解を招く等行為があるとき、公平交易法第 21 条又は第 24 条の関係規定（本章第一（四）を参照）に違反するおそれがあり、公平交易法第 30 条に「事業者が本法の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合、被害者はそれを排除することを請求することができる。また侵害のおそれがあるときは、その防止を併せて請求することもできる」、同法第 31 条に「事業者が本法の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合は、損害賠償の責任を負わなければならない」との各規定に基づき、メーカー又は販売代理店は並行輸入業者に民事権利侵害訴訟を提起し、並行輸入業者にその侵害を防止又は排除することを請求することができ、且つ損害賠償を請求することができる。

### （三）著作権法

著作権法第 87 条第 4 号の規定からも分かるように、台湾では著作権に対し国内消尽原則を採用し、著作権商品の並行輸入を禁止しているため、著作権者は並行輸入業者がその授権を同意せず、当該著作原本又は複製物を輸入した場合、著作権法第 84 条「著作権者又は出版権者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」との規定により、並行輸入業者に民事権利侵害訴訟を提起することができる。

## 二、刑事訴訟

### （一）薬事法

並行輸入の薬品、医療機器が登録認証手続を経て許可証明を取得していない場合、上述行政機関に没収焼却、罰金、許可証明の取消し、業務の停止を命じられる等の行政処罰に処される以外、薬事法第82条第1項には「偽薬又は禁制薬を製造又は輸入した者は、10年以下の懲役に処し、ニュー台湾ドル

1,000万元の罰金を併科することができる。」、第2項には「前項の罪に犯し、これにより人を死にいたらしめた者は無期懲役、又は10年以上の懲役に処する。人に重傷を負わせた者は7年以上の懲役に処する。」、第3項には「過失により第1項の罪を犯した者は、3年以下の懲役、拘留又はニュー台湾ドル50万元以下の罰金に処する。」と定められている。医療機器の部分について、薬事法第84条第1項には、「許可なく独断で医療器材を製造又は輸入した者は、3年以下の懲役に処し、ニュー台湾ドル10万元以下の罰金を併科することができる。」と定めており、過失により前項の罪を犯した者は、6ヶ月以下の懲役、拘留又は台湾元3万元以下の罰金に処する。

**（二）著作権法**

台湾の著作権法では、国内消尽原則を採用しているので、真正品の並行輸入を禁止しており、違反した者は著作権法第 91 条の 1 第 1 項、「無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台湾ドル 50 万元を科し、又はこれを併科する。」との規定により刑事責任を科される。

**（三）商標法**

真正品の並行輸入は原則として商標権の侵害を構成しないが、並行輸入業者は収益を上げるため、模倣品を並行輸入品に混入したとき、当該模倣品は商標権侵害の問題が生じ、商標法第 81 条の規定により、三年以下の懲役、拘留、又は 20 万元以下の罰金を科し又は併科する。模倣品であることを明らかに知りながら販売し、販売の意図をもって陳列し、輸出又は輸入したものは、一年以下の懲役、拘留、又は 5 万元以下の罰金を科し又は併科する。

## 第三節　結び

商業の流通を促進するため、並行輸入を開放した立法政策の下、台湾の法律では現在著作権法以外に直接に並行輸入を制限する規定はないが、実務に、製品の種類により関係規定が並行輸入を制限する可能性があり、例えば薬品及び医療機器、植物の輸入などである。また、実際、不正並行輸入業者が模倣品を混入し真正品と称して並行輸入し、消費者にそれは代理業者のものであると誤認させ、権利者のメーカー及び販売代理業者などの信用・名声を侵害した案例が多く見られる。並行輸入がメーカーと販売代理業者の権益を侵害した態様は非常に多く、メーカーと販売代理業者は実際の状況により、上述した法律のどの対策を採るかを考量することができる。

# 第六章　台湾当局による並行輸入に対する見解

並行輸入に関する法的問題の裁判所及び公平交易委員会の見解を以下にまとめる。

## 第一節　裁判所による見解

**一、専利法：専利法は国際消尽原則を採用し、並行輸入を禁止しない。**

**最高裁判所 98 年度台上字第 597 号判決**

専利法第 108 条により第 57 条第 1 項第 6 号規定を準用し、特許権者が製造した又は特許権者の承諾を得て製造した特許物品が販売されると、上掲特許物品の使用又は転売のいずれにおいても特許権の効力が及ばない。これに準じ、特許権者が自ら製造・販売した特許物品を加工後に転売することに、特許権侵害の問題はない。

**二、商標法：真正品の並行輸入は商標権者の権利を侵害しない**

1. **最高裁判所民事裁判 81 年台上字第 2444 号判決**

真正品の並行輸入は、輸入品の品質が台湾の商標権者が販売する同一商品と同じであり、且つ消費者を欺瞞し、混同誤認を招くおそれがないので、台湾の商標権者の営業上の名声・信用及び消費者の利益の何れも損なうことなく、さらに、台湾の商標権者による国内市場独占、商品価格支配を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に同一商品を購入時に選択を与え、自由競争の利益を享受させることができ、商標法の目的に反しないので、この範囲内では商標権の侵害を構成しないと認めるべきである。

2. **最高裁判所刑事 82 年台上字第 5380 号判決**

『真正品の並行輸入』を行う輸入業者が、商標権者の生産販売した商標図形の付された真正品に加工、改造又は変更することなく、輸入した

状態で販売した場合、商品の出所が合法であるため、商標権者や商標権者から使用許諾を受けた者の信用・名声を損害することがなく、また、市場独占を防ぎ、同一商品の自由価格競争化を促進することができるため、消費者も合理的な価格で商品を購入する利益を享受でき、商標法の立法目的に反しない範囲において、商標権者の同意を得て為した行為として認めるべきであり、さらに、単純な商品の説明を表示し、同一の商標図形を当該商品の広告宣伝物等同類の書類に付すことができる。逆に、工場出荷状態で販売せずに無断で加工、改造又は変更した上で同一の商標図形を当該商品に付した、又は当該商標図形を商品の広告宣伝物等同類の書類に付して陳列・頒布した結果、消費者をして、それが商標権者又は商標権者から使用許諾を受けた者、指定代理店・販売店と混同誤認せしめるに足る場合は、当然悪意により他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標権を侵害する犯意があるので、その犯罪実情により、商標法の刑罰規定を適用し刑を論ずるべきである。」

**3. 台湾高等裁判所刑事判決 97 年上更（一）字第 30 号判決**

上掲商標法違反の罪は、商標を模倣する商品を規律対象としている。もし販売する商品が、いわゆる「水貨」（国外で合法的に生産された真正品）である場合、真正品の並行輸入は、輸入品の品質が台湾の商標権者が販売する商品と同一であり、且つ消費者を欺瞞し、混同誤認を招くおそれがないので、台湾の商標権者の営業上の名声・信用及び消費者の利益の何れも損なうことなく、さらに、台湾の商標権者による国内市場独占、商品価格支配を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に同一商品を購入時に選択を与え、自由競争の利益を享受させることができ、商標法の目的に反しないので、この範囲内では商標権の侵害を構成しないと認めるべきである。つまり、当該罪責により罪をとがめる余地がない。

## 三、著作権法

### （一）操作マニュアルにも著作権がある

**1. 最高裁判所刑事 90 年台上字第 3261 号判決**

中国語の操作マニュアルは、告訴人たる松下資訊科技股份有限公司が松下通訊工業英国有限公司から承諾を受け、松下通訊工業英国有限公司の著作物である英文の操作マニュアルを翻訳した改作・創作であり、松下資訊科技股份公司が単独著作権を享有する言語の著作物である…

**2. 台湾高等裁判所 93 年度上更（二）字第 333 号判決**

さらに、第 87 条の 1 第 1 項第 5 号の「貨物、機器又は設備に付随する取扱説明書又は操作マニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入と共に輸入された場合。ただ取扱説明書又は操作マニュアルを主な輸入品とした場合は、この限りではない」の規定により、『貨物、機器又は設備の合法的輸入と共に輸入され』且つ『貨物、機器又は設備に付随する取扱説明書又は操作マニュアルである』場合のみに限って、同法第八十七条第四号規定の適用がなく、単に貨物、機器又は設備に付随する取扱説明書又は操作マニュアルが著作権法によって保護される範囲ではないと認めるわけではない。

**（二）著作権法は真正品並行輸入を禁止する**

**高等裁判所刑事 84 年上易字第 4205 号判決**

調査によると、被告は著作権者に無断で該 DVD を複製したわけではなく、海外から該 DVD を並行輸入したのである。ただ、著作権法第 87 条第 4 号に、「著作財産権者の同意を得ないで著作物の原作品若しくはその複製物を輸入したとき、この法律に別段の定めがある場合を除き、著作権又は製版権を侵害したものとみなす」と定めており、そして、いわゆるこの法律に別段の定めがある場合とは、著作権法第 60 条で定めた事情を含まない合理的に利用する範囲を指しているので、被告が営利を意図して無断に賃貸したのは、当然法律上許されない。

**四、薬事法**

**（一）許可を経ることなく無断に輸入した薬品は「禁制薬」となる。**

**1. 台湾高等裁判所 99 年上訴字第 2008 号判決**

許可を経ることなく無断に輸入した薬品は薬事法に言う「禁制薬」であると薬事法第 22 条第 1 項第 2 号前段落で明文で定めている。また、薬事法第 22 条第 2 号に言う許可を経ることなく無断に輸入した薬品とは、該薬品は中央衛生主務官庁が薬事法第 39 条の規定により許可して許可証の発行交付を受けていないものを指し、それは薬事法施行細則第 6 条でも明文で定めている。確認したところ、被告が犯したのは、薬事法第 83 条第 1 項の禁制薬販売罪である。

**2. 台湾高等裁判所刑事 97 年上更（一）字第 30 号判決**

包装外箱に「Viagra」という文字が表示された「缶入り」薬品の外包装と薬品効能書きは、何れも台湾輝瑞大薬廠股份有限公司（以下、台湾輝瑞公司という）が輸入を申請した（許可証番号：1999 年 1 月 30 日付け衛署薬輸字第 022383 号）「アルミニウム箱入り」バイアグラ錠と異なり、一般に言う「水貨」であり、薬品主務官庁から輸入販売の許可を得ていない禁制薬である。

## 五、公平交易法

### （一）真正品の並行輸入は、公平交易法第 24 条にいう取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠くことを構成しない

**知的財産裁判所 98 年民公訴字第 2 号判決**

事業の行為が欺罔又は著しく公正さを欠くことなく、市場の効能競争をも妨害しない場合、公平交易法第 24 条の適用がない。調べると、被告は確かに証一と同じ CANUS 商品を販売していたが、その製造及び商品に貼ってあるラベルに表示された品名は「CANUS　山羊奶泡澡精華液」であり、容量、用途、使い方、保存方法等の表示の内容は何れも証一のラベルとは異なり、甚だしくは、被告は通販カタログで前述商品を販売するには何れも「真正品の並行輸入」と明記していることから、被告に積極的に原告の広告又は信用・名声を利用してその努力した成果を搾取する行為がないことを証明するので、被告が公平交易法第 24 条

の規定に違反したと原告が主張したことは、採用できない。

### （二）真正品の並行輸入は、公平交易法第 24 条にいう取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠くことを構成する

**最高行政裁判所 86 年判字第 2745 号判決**

係争広告は原告の販路販売店の体系を宣伝するものであり、台湾区域における一般消費者及び会社の買付バイヤーをして、原告が該スイス業者のスイスアーミーナイフの台湾「総代理」であり、元々の並行輸入販売代理店たる生明公司を原告の北区販売代理業者として誤認せしめ、原告が掲載した係争広告は虚偽不実であるだけでなく、誤解を招くおそれがあり、且つ非難性があるので、「他人を誤認せしめる」非難性はないと原告が主張したのは、当然信用し難い。

### （三）代理業者は商標権侵害があると疑った場合、刑事告訴を提起することができ、公平交易法第 24 条にいう取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠くことに違反しない。

**高等裁判所民事裁判 94 年重上字第 251 号判決**

被上訴人は NIKE 商標の独占販売権を有する台湾における代理業者であり、自ら証拠を調べ、上訴人にその商標権を侵害する嫌疑があると合理的に疑っているが、上訴人乙〇〇は直ちに販売しているものが並行輸入された真正品であると確認できないので、被上訴人が合法の基礎で刑事告訴を提出したと認めるべきである。また、並行輸入の真正品を販売する業者は、独占販売権を有する代理業者と販売上の利益衝突があるので、並行輸入の真正品を販売すること自体は商標法に違反しないものの、販売時に並行輸入品であることを表示せずに、輸入のインボイス及び発票等関係資料を保有している場合、独占販売権を有する代理業者から権利を主張される法律上のリスクがあり、双方の利益を評価した上、被上訴人が刑事告訴権を行使する目的は、上訴人の経営上信用・名誉を損害することであると認めることができないはずである。

## 第二節　公平交易委員会による見解

**（公平交易法第 20 条、第 21 条、第 24 条等）**

### 一、公平交易委員会 81 年 4 月 22 日付け公研釈字第 3 号解釈

一、真正品並行輸入の構成要件は模倣品に該当しないため、公平交易法第20 条の規定に違反しない。二、真正品の並行輸入は公平交易法第 21 条の規定に違反するか否かは、並行輸入者の行為事実が故意に消費者大衆をしてその商品の出所を混同誤認せしめたか否かを判断しなければならない。三、貿易業者が、外国から既に原メーカーが代理業者に授権した商品を輸入又はメーカーが授権生産した商品を輸入した時に、国内代理業者が大量なマーケティングコスト又は費用を投入して商品を消費者が認識するようになったのを、貿易業者が当該商品の内容、出所、輸入業者名、及び住所等事項につき、積極的に代理業者が輸入販売している商品であると誤認させた場合、故意に基づく「便乗」行為であり、公平交易法第 24 条に定める「欺罔」又は「明らかに公正を失う」という行為を構成する。

### 二、公平交易委員会（85）公処字 130 号処分書

被処分者は、端強実業股份有限公司が規定する品質に達せず市場流通について同意していない粉ミルクを国内に輸入して販売し、被処分者は既に当該粉ミルク缶に、その会社名称を貿易業者が自ら輸入等と記載しているが、粉ミルク缶には端強実業股份有限公司の『安琪兒』商標が保留されているため、端強実業股份有限公司の信用・名声二便乗した事情があり、取引秩序を影響する明らかに公正を失う行為に属し、公平交易法第 24 条の規定に違反する…

### 三、公平交易委員会（88）公処字第 025 号処分書

被処分者が競争相手の取引相手に警告書簡を発行し、その商標権を過大、拡張し、競争相手が非法でその商標権を侵害したと不実な暗示をし、取引秩序を影響する欺罔と明らかに公正を失うに足る行為であるので、公平交易法

第 24 条の規定に違反する。

### 四、公平交易委員会（87）公処字第 087 号処分書

一、被処分者が小学校の参考書を販売した時に、取引相手の転売価格を制限した場合、公平交易法第 18 条第 1 項の規定に違反する。被処分者が小学校の参考書を販売した時に、正当な理由はなく、異なる交易相手の商品提供方法につき差別待遇行為をし、公正競争を妨害するおそれがある場合、公平交易法第 19 条第 2 号の規定に違反する。三、被処分者が約定した転売価格に違反した者に対し取引の拒否、罰金等措置をし、及び取引相手に「販売代理地域を制限する」行為をし、不正で取引相対人の事業活動を制限して取引を行い、公正競争を妨害するおそれがある場合、公平交易法第 19 条第 6 号の規定に違反する。

## 第三節　結び

上述実務見解からも分かるように、並行輸入を開放するのかとの立場から見ると、台湾の法律では著作権、薬物以外、真正品の並行輸入行為を許可している。ただ並行輸入行為は、例えば消費者をして、並行輸入業者は正規代理業者であると誤解させる、又はその他の故意による「便乗」行為があるか等の具体的な事実により判断する必要が有り、やはり公平交易法に違反する可能性がある。なお、どのように並行輸入を制限するのかとの立場から見ると、企業が並行輸入を減少させたいがために販売地域、販売対象などを制限する方法により競争を制限し、公平交易法の不正な方法で公正競争を制限又は妨害する規定に違反するおそれはあるか否かを留意しなければならない。

本章には別途商品使用説明書の属性、企業が並行輸入業者に対し訴訟の提起又は警告書簡を発行するときに、法律に違反しているのかについて、実務見解を整理したので、参照されたい。

# 第七章　並行輸入の関連事例及びその法律対策

**問題①：並行輸入の特許商品を改造後に販売している場合、特許権者はその改造販売者に特許権侵害を主張することができるのか？**

特許権者の特許製品を並行輸入し、そしてその特許製品を改造、又は特許製品の使用後に複製し、改めて販売するという方式は、並行輸入の態様の一つである。この類の並行輸入された特許製品を改造する行為は、特許権が消尽したか否かという問題に関わる。

権利の消尽論とは、特許製品が特許権者又はその許諾を得た人（通常は実施許諾者)によって、取引のために市場に提供された場合、その法律で保護された流通・取引権能が満たされたので、権利者は該製品の市場流通を制御できず、これによりいかなる第三者に対し権利を主張してはならないことを指す。例えば、出版者が著作者から発行の許諾を得て、書籍を作成し、流通業者に売却する場合、著作者又は出版社は、著作権により流通業者又は購入した消費者の再度販売、贈与の行為に対し、同意を得ずに書籍の取引をしてはならないと主張することができない。この理論は、無体財産権と有体財産権（物権）が結合した場合に、両権利の間でバランスをどう取ればいいのか、当該有体物の使用、収益、処分は無形の知的財産権の権利者、又は、有形の財産権（物権）所有権者が決めるべきなのかという問題を解決するため生まれた。

専利法第 57 条第 1 項第 6 号に「特許権の効力は次の各号に及ばない。六、特許権者が製造し、又はその同意を得て製造された特許物品の販売後、当該物品を使用、又は再販売したとき。上記の製造、販売行為は国内に限らない」と規定している。よって、特許権者が製造し、又はその同意を得た上で製造された特許製品が販売後に、特許権者の権利が消尽したので、特許権者は当該製品の流通を制御してはならない。権利消尽に限界があるか否かについて、米国法及び日本法では様々な角度から議論しており、例えば、米国司法実務には、いわゆる「修

理及び再構成の原則」[9]があり、権利消尽理論を限定縮小し、「合法的な特許製品の修理行為」と「合法的でない特許製品の再構成行為」に分け、前者は特許権侵害を構成しない、すなわち権利者の特許権の効力が及ばず、後者は特許権侵害を構成し、権利消尽原則の適用がない。台湾法の実務では、目下権利消尽の範囲に限界があるか、その限界の基準は何かについての明確な見解がないものの、学説では、外国の学説を引用し、専利法第 57 条第 1 項第 6 号の適用に制約条件を付けるべきであると認めている。

台湾法の実務では、目下権利消尽範囲の限界についての明確な見解がないものの、具体例を見れば裁判所の見解がわかる。知的財産裁判所 97 年民専上字 7 号判決の「彬騰社が丙○○に売却した 1,500 セットの「気動主機」は係争登録された実用新案の本体であり、彬騰社の該「気動主機」(すなわち本体部分) に対する権利は確かに販売により消尽し、竣稜社は該「気動主機」を単独で販売又は使用することができる。ただ、本件竣稜社は、該気動主機の本体及び管路に竣稜社のシールを貼り、その本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせ、巻き取り式シャッターの保護装置として建築坊社に販売しており、そして該装置の技術的内容は係争特許の特許請求の範囲の技術的特徴と同一であることが鑑定からわかり、係争実用新案登録の登録範囲に入っており、しかも前述を如く、係争実用新案はなお新規性及び進歩性という特許要件を満たす。よって、竣稜社が販売した上記の「気動主機」の本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせた全体装置は、やはり彬騰社の実用新案権を侵害しており、気動主機を彬騰社から購入した、又は管路、接触式圧力センサは従来技術を利用して製作したこと

[9]沈宗倫、権利消尽原則から合法的な特許製品の使用限界を論じる：特許製品の組み立てと修復を中心に、台大法学論叢、第 39 巻第 1 期、305 頁以下にある、「アメリカ連邦裁判所は、特許製品自体が既に「消尽」した状態におけるとき、第三者の特許製品機能を回復するための修復行為は、まさに原特許請求内容の再実現と同じ、特許権者の同意を得ていない場合、該修復行為が不法の「再構成行為」となり、その逆の場合、合法的な修理行為となると認めた、Aro Mfg Co. v. Convertible Top Replacement Co., 365 U.S. 366(1961)」という内容を引用した。

をもって、竣稜社の前述装置の販売は特許権を侵害していないと述べることができない。」という内容から、当該購入した特許製品を改造後して再販売する行為は、特許権侵害行為を構成する可能性があることを示している。これに対し、最高裁判所 99 年台上字 1467 号民事判決では、「同法 108 条により第 57 条第 1 項第 6 号の規定を準用し、特許権者が製造した、又はその同意を得た上で製造された特許製品が販売後に、前述特許製品の使用又は改めて販売することは、特許権の効力が及ばない。**これに準じ、特許権者が自ら製造販売した特許製品を変更後に改めて販売するのは、特許権侵害という問題が生じない**」と反対の見解を示している。

前述をまとめると、目下、権利消尽の限界がどこまでか、既に市場で販売・流通された特許製品を改造する行為は特許権侵害を構成するかに対する台湾法の実務見解は増えつつあり、具体例の事情によって判断しなければならない。

**問題②：並行輸入の商標商品を改造後に販売している場合、商標は変更されていなくても、商標権者はその改造販売者に、商標権侵害及び刑法の詐欺罪を主張することができるのか？**

並行輸入の商標商品は、出所が正当であるため、商標権者又はその実施許諾者の信用や名誉に損害を与えることがなく、台湾法では、商標権侵害を構成しないと認められている。

ただし、並行輸入された商品を改造、加工又は変更してから販売した場合、商標権侵害及び刑法上の詐欺罪を構成する可能性がある。具体的な例では、某業者がメーカーの商標が付されている「○○牌」バイク用エンジンのオイル缶を購入し、「○○牌」バイク用エンジンのオイル缶を偽って、廃棄オイルを充填し、同価格で販売して利益を得た。最高裁判所 80（1991）年度第 1 次刑事廷会議は、このような事情につき、「甲は真正品のバイク用エンジンオイルカンに廃棄オイルを装入し、利益を得る意図により真正品として販売した行為は、**詐欺罪を構成するほか、たとえ商標を模倣していないとしても、当該商標を使用**

**する権利がないにも関わらず使用したため、明らかに他人の商標専用権を侵害し、**別途商標法第 62 条第 1 号の罪が成立するはずであり、2 つの罪の間に手段、結果の牽連関係があり、最も重い刑により処断すべきである」という見解を示した。

よって、真正品が並行輸入された後に、販売業者によって改造、加工又は変更された場合、商標権侵害のおそれがあるだけでなく、刑法上の詐欺罪を構成する可能性もある。

### 問題②-1 : 包装替えや詰め替えが行われた場合、並行輸入の問題があるか？

包装替えした商品に権利者の知的財産権が使われている場合、輸入された商品又は中身が真正品であり、品質が真正品と変わらなくても、並行輸入の問題が生じる。また、実務では、並行輸入した真正品は、原包装のまま販売すべきであり、輸入者が自ら加工、改造又は変更したものに同一の商標図形を表彰、又は当該商標図形を広告等同類の書類に付して陳列又は配布し、消費者に商標権者又は使用許諾を得た者、指定代理業者、販売店と誤認混同させるに足りる場合、商標権侵害とみなすべきであると認めている。

内容物の詰め替えは、商品又は中身が真正品でないため、商標権侵害に関係する問題であり、並行輸入とは関係がない。

台湾の通説では、このように真正品を偽って利益を図る行為は、刑法上の詐欺罪を構成するほか、例え真正品の包装をそのまま使用し、商標を模倣していなくとも、該商標の使用許諾を得ていないので、該商標を使用する権利がないのに使用したため、明らかに他人の商標専用権を侵害し、商標法の規定に違反すると認めている。

### 問題②-2 : 中国で製造された商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てた場合、並行輸入の問題があるか？

台湾では、中国からの輸入商品に特別な制限が設けられており、「台湾地区と大陸地区貿易許可弁法」第 7 条第 1 項第 1 号の「中国物品は、次の各号規定に該当する場合を除き、台湾へ輸入することができない。

一、主務官庁の公告により輸入を許可した品目及び条件付き物品。」、第８条第１項第１号、第２号の「主務官庁の前条第１項第１号公告により輸入を許可した中国物品は、次の条件に合致するときに限る。一、国家安全に危害を与えない。二、関連産業に重大な悪影響を与えない」という規定により、中国物品の台湾への輸入は、主務官庁経済部の公告により輸入が許可された項目及び条件付き物品に限る。現在、中国物品の輸入管理は、「中華民国輸出入貨物分類表」及び「大陸物品条件付輸入許可項目・輸入管理法規彙総表」により処理する。国際貿易局「中華民国輸出入貨物分類表」[10]及び「貨品輸出入規定検索」[11]のシステムを参照すれば、目下中国が製造したバイク完成品はタンク容量を問わず、一切輸入禁止であることがわかる。ただ、バイク部品の場合、原則として輸入することができるので、並行輸入業者が中国で製造されたバイクを部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立ててから販売する可能性が生じる。

商標が付された商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てて販売する行為が商標権侵害を構成するかはなお議論がある。実務上、商標権侵害を構成するか否かは、真正品を加工、改造又は変更したのに同一商標図形を表示したか、又は当該商標図形を広告等の書類に付して陳列又は頒布し、消費者に誤認混同させる状況があるかによって判断される。よって、単に商品（例えば、二輪車）を部品に分解し、台湾へ並行輸入した後に組立てた事実だけで消費者に誤認混同させるおそれがない場合、商標権侵害を構成しないはずである。逆に、該商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てた時に加工、改造又は変更の行為がある、又は組立てた該商品の品質が元の品質に及ばないのに、同一商標図形を表示し、当該商標図形を広告等同類の書類に付して陳列等し、消費者をして誤認混同させる場合、商標権侵害を構成するはずである。

---

[10] 関連ウェブサイト：http://fbfh.trade.gov.tw/rich/test/fhj/asp/FHJI010L.asp（最終アクセス期日：2011/1/20）

[11]関連ウェブサイト：http://fbfh.trade.gov.tw/rich/test/indexfh.asp（最終アクセス期日：2011/1/20）

**問題②-3：並行輸入の製品を改造等する行為に違法性があるか？**

真正品の並行輸入は、当該商品の出所が正当であり、商標権者又はその実施許諾者の信用や名声を毀損するおそれがないため、商標法違反とならないのである。しかし、工場出荷時のままに販売せず、放送や商品を勝手に加工、改造又は変更した商品に同一商標を表彰する場合、あるいは当該商標を商品の広告などの文書に付加し、陳列や頒布することにより、商標権者、その実施許諾者、指定した代理販売店、販売店等の商品であると消費者に混同誤認させる悪意の使用をした場合、他人の商標専用権を侵害するとして、商標法の刑罰規定により処罰され得る。

つまり、並行輸入業者が加工等をした並行輸入品に同一商標を表彰した場合、又は当該商標を商品の広告などの文書に付加等し、一般消費者が混同誤認するおそれがある場合、商標法に違反するおそれがある。

**問題②-4：電源電圧の問題を解決するため、変圧器とセットで販売する行為に違法性はないか？**

並行輸入品の電源電圧が、台湾の商用電圧（110V）と異なることを考慮して、変圧器とセットで販売する行為は、並行輸入品を加工等をしないため、違法性の問題は生じない。そして、商標法違反の問題も生じない。

**問題③：並行輸入品である旨を十分表示せず、消費者に誤認を惹起するおそれがある場合、違法性の問題があるか？**

この場合は、公平交易法に違反する可能性がある。第三章で述べたとおり、商標法は原則として並行輸入を禁止しておらず、裁判実務でも「真正品の並行輸入業者は、自らが輸入した商標権者が製造・販売

した商標図形が付される真正品に対して加工、改造又は変更を行わず、工場出荷の状態で販売するとき、商品の出所が正当であるので、商標権者等の信用や名誉を損なうことがなく、市場の独占を防ぐことで価格競争を促進し、消費者に合理的な価格で商品を購入する利益を享受させるので、商標法の立法目的に反しない範囲内においては、商標権者の同意を得て行った行為として認めるべきである」としており、消費者に誤認混同させない限り、商標法違反の問題は生じないはずである。

しかし、第三章第五節で述べたとおり、並行輸入行為が消費者に対して商品の出所を故意に誤認させる場合、公平交易法第 21 条の規定に違反し、「欺罔」又は「著しく不公平」というただ乗り行為が生じて、同法第 24 条の違反となる。つまり、並行輸入業者が並行輸入品であることを明示せず、商品の出所や内容、業者名称や住所を明示せず、消費者に対して当該商品が代理店等が輸入した商品と故意に誤認させる場合は、公平交易法違反となる可能性がある。

**問題③-1：ネット販売やカタログ販売において、掲載情報と異なる製品の提供、一部に模倣品が混在する場合やメーカーや正規代理店等の関連会社であると誤認又は混同させる宣伝があった場合、違法性の問題があるか？**

並行輸入業者が並行輸入品の販売に際し、模倣品を混入して販売して利益を得ことがあるが、これは商標法に違反し、商標権侵害となる問題があり、模倣品を真正品と偽って販売する行為は、消費者に誤認混同させるため公平交易法第 20 条及び第 24 条に違反するおそれがある。また、並行輸入業者の広告が当該商品の台湾における総代理店等であると消費者に故意に誤認させる場合、公平交易法第 21 条の不実広告、及び第 24 条の「欺罔」又は「著しく不公平」行為を構成する可能性がある。

**問題④：代理商又は販売店の広告を盗用する場合、違法性の問題があるか？**

代理商や販売店が商品を販売するために作成する商品販促広告を、並行輸入業者が同意なく盗用して並行輸入品を販売したり、商品比較に広告を盗用して類似品を販売することがある。広告を盗用する行為は、著作権侵害を構成する可能性があり、著作権法第 91 条第 1 項により「無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台湾ドル 75 万元以下の罰金を科す、又はこれを併科する」。また、商品類型ごとの制限により広告行為には異なる法的制限が設けられている。

薬事法第 65 条には「薬商でない者は薬物広告を行ってはならない」とあり、薬商でない並行輸入業者が、代理店又は販売店の薬物広告を盗用する広告行為は同法第 65 条にも違反し、同法第 97 条によりニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の過料が処される。

また、化粧品衛生管理条例第 24 条第 2 項には「化粧品広告の掲載又は放送にあたって、メーカーは、広告文案、映像等について事前に中央衛生主管機関又は直轄市の衛生主管機関の審査・許可を申請し、放送・メディアへ許可証明書を提出しなければならない。さもなければ罰金が課せられることとなる」とあり、化粧品の広告は事前に衛生主管機関の審査・許可を経る必要があり、違反した場合は同条例第 30 条第 1 項によりニュー台湾ドル 5 万元以下の過料に処され、あるいは、許可証発行機関により営業許可証や工場設置許可証が取消されることもある。つまり、代理店等の広告を盗用したとき、同条例第 24 条の規定に違反する可能性もある。

**問題⑤：正規業者が作成した取扱説明書を並行輸入業者が無断複製する場合、違法性の問題があるか？**

2002 年 1 月 1 日に世界貿易機関（WTO）に加盟後、台湾においても「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）が適用されることとなった。TRIPS 協定の規定により、日本を含む全ての WTO 加盟国との間に、著作権に関する相互互恵関係が築かれたため、日本人の著作物についても、著作権法第 4 条第 2 号の規定により、台湾の

著作権法で保護されることになった。

しかしながら、正規業者が作成した取扱説明書を並行輸入業者が無断複製する行為が著作権侵害を構成するか否かについて、実務上、異なる見解が存在する。

肯定説によれば、説明書に著作性を認め著作権法上の保護を受けるべきであるとし、台湾最高裁判所 90 年度台上字第 3261 号刑事判決に「上掲中国語の取扱説明書は告訴人たる松下資訊科技股份有限公司が松下通訊工業英語有限公司からライセンスを受け、**その英語の取扱説明書を翻訳して改作した創作物であり、松下資訊科技股份有限公司が単独で著作権を享有する言語著作物である**」との判示がある。他方の否定説によれば、取扱説明書は消費者が購入した製品の操作方法を理解できるように作成したものであり、製品特性、操作手順及び操作上の注意事項の概要を説明したものにすぎず、**これら著作物が文学・科学・芸術あるいは学術の範疇に属するか否かについては検討の余地があり、そこに示す内容は作者の個別性又は独特性を表現するに足りないため、取扱説明書は著作権法により保護される著作物と認めるべきではない**とする見解がある。一例として、台湾高等裁判所 85 年度上易字第 549 号刑事判決、台湾高等裁判所 85 年度上訴字第 860 号刑事判決がある。

しかし、最近の実務では肯定説をとる傾向にあり、取扱説明書を無断複製すると、著作権侵害の可能性がある。

**問題⑤-1：正規業者が提供するウェブサイトにおいて、ユーザのみを対象にダウンロードを許可しているマニュアルを、並行輸入業者が無断複製して配布する場合、違法性の問題はあるか？**

この場合は、著作権に違反する可能性がある。マニュアルや操作説明書の著作権に肯定説を採用すれば、マニュアル等を複製し配布する権利は著作権者である正規業者が有し、並行輸入業者が著作権者の同意を得ずに複製や配布を意図した場合、著作権侵害の可能性がある。

**問題⑥：ライセンスや輸入許可証を未取得の場合、違法性の問題があるか？**

台湾の安全や国民衛生等の要素を考慮するため、法令により特定製品の輸入に規制が設けられている。例えば、薬物及び薬用化粧品（医薬部外品）の輸入は、それぞれ薬事法第 39 条、第 40 条、及び化粧品衛生管理条例第 7 条第 1 項により、薬商ライセンスや輸入許可証等を取得する必要がある。これらを未取得の場合、薬物の並行輸入業者は、薬事法第 92 条の規定によりニュー台湾ドル 3 万元以上 15 万元以下の過料に処される。薬用化粧品（医薬部外品）の並行輸入業者は、化粧品衛生管理条例第 27 条の規定により 1 年以下の懲役、拘留若しくはニュー台湾ドル 15 万元以下の罰金を科され、該当物品を没収される。

あるいは、電信管制器材の輸入は、主務官庁の許可を得て、且つ電信管制射頻器材輸入許可証を取得する必要がある（電信管制射頻器材管理弁法第 16 条）。また、これら装置の製造や輸入には、主務官庁による経営許可証の発行を受ける必要がある（電信管制射頻器材管理弁法第 5 条）。これらを取得せず無断で輸入したとき、電信法第 65 条第 9 号によりニュー台湾ドル 10 万元以上 50 万元以下の過料に処す。

**問題⑦：電気機器、事務機器、輸送機器などの工業製品は、「商品検査認証標章」を貼り付けていない場合、違法性の問題があるか？**

商品検験法第 3 条第 3 号の規定によると、主務官庁が指定する「農産品・工業製品・鉱物品」であれば、何れも法により検査認証を受けなければ輸入できない。また違反した場合、主務官庁に告発することができ、工業製品には電気機器（デジタルカメラ、家電製品、オーディオなど)、事務機器、輸送機器（自動車部品、自動車、二輪車など）などが含まれている。

なお、商品検験法第 6 条第 1 項により、検査を受けるべき商品が、検査に係わる規定に合致しないとき、工場から搬出、販売又は輸出入ができない。したがって、経済部標準検験局（BSMI）による検査認証に合格して国家検査認証基準に合格した商品は、必ず「商品検査認

証標章」を貼付しなければならず、貼付していない場合は過料が課される。

**問題⑧：並行輸入業者が低価格申告、異なる貨物類別をもって不実申告、数量偽装、密輸出入、税関との結託など脱税の手段により、価格的な優位性を築く場合、違法性の問題があるか？**

実務上、並行輸入業者が低価格申告、異なる貨物類別をもって不実の申告、数量偽装、密輸出入、税関との結託等の脱税行為により高い利益を稼ぐケースが多い。

例えば、ビデオ等の高級家電製品は贅沢品として扱われ、合計 32%の税金（輸入税 14%、貨物税 13%、法人税 5%）を納付する必要があり、正式の代理業者や販売店は並行輸入業者と競争することが難しい。

この問題に対し、海関緝私条例第 37 条第 1 項に「輸入貨物の通関申告は、次の何れか一つに該当する場合は、情状によって申告漏れした輸入税の二倍から五倍までにあたる額の過料に科す、又は貨物を没収、若しくは過料に処するともに没収することができる。一、輸入貨物の名称、数量又は重さにつき不実に申告したとき。二、輸入貨物の品質、価値又は規格につき不実に申告したとき。三、偽造、変造若しくは不実の発票又は証書を提出したとき。四、その他違法行為。」、貨物税条例第 32 条に「納税義務者が次のいずれか一つに該当する場合は、税金を追徴収するほか、追徴収する税金の二倍から三倍までの過料に処する。…十、海外から輸入した課税すべき物品につき、規定により申告しなかった場合…」との規定があり、海外から並行輸入され課税すべき貨物は、調査により貨物税及び関税の脱税があると判明された場合、関税の脱税、申告漏れは、関税法及び海関緝私条例の規定により処理する。貨物税の脱税、申告漏れは、税関が貨物税稽徴規則の関連規定により追徴課税及び処罰を科することができる。

**問題⑧-1：知的財産権侵害の可能性がある商品が台湾に輸入された場合、権利者が採り得る対応策は何か。**

この場合、早期に税関と協力して被疑商品の輸入や市場進出を阻止することが、権利者の権益を自営する最良の方法である。関連規定には「海関配合執行専利商標及著作権益保護措施作業要点」、「海関査扣侵害商標権物品実施弁法」、「海関査扣著作権或製版権侵害物実施弁法」などがあり、以下の説明を参照されたい。

ただし実務的には、権利者が事前に「検挙/提示進出口侵害商標権及著作権物品申請書（商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入の摘発又は情報提供の申請書）」を作成して税関に提出することが一般的である。この申請書に加えて、登録証書、商品種類、識別のポイント、権利の根拠、連絡先（代理人）等関連資料を税関に提供することにより、知的財産権侵害の被疑商品が発見されたとき、権利者による鑑定を経て差押えが行われる。また税関は、不定期的で真正品・模倣品の真贋鑑定方法に関する説明会を開催し、税関職員の教育訓練を実施している。

**1. 「海関配合執行専利商標及著作権益保護措施作業要点」**

第四点（一）に、「権利者等は、輸出入貨物は商標権侵害や著作権侵害の可能性があると思料する場合は、書面により財政部関税総局や輸出入地の関税局に対し、次の情報を提供して告発しなければならない。①権利侵害事実及び侵害物を識別できる説明。②輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港及び日時、航空機（船舶）の名称及び便名、コンテナ番号、貨物の保管場所等の具体的な情報。③商標登録証、著作権証明書又はその他著作権を認定するに足る文書。申立ては代理人によって行われたときは、代理人の代理証明文書を別添する必要がある」と規定されている。

また、第四点（四）に、「①輸出入者が前号第2点に規定する期限内に、ライセンス又は権利非侵害を証明する文書を提出できなかったときは、税関は商標法第82条の規定により審理のため案件を移送する（副本を経済部智慧財産局に送付し告知する）。②輸出入者が前号第2点に規定する期限内に、ライセンス又は権利非侵害を証明する文書を提出したときは、税関は直ちに権利者等にその旨を通知する。③権利者等は、前記通知を受領した日から3営業日以内に、商標法第65条第1項の規

定により税関に対して事前差押えを申立て、又は裁判所に保全の申立てて、差押えの執行に静観を協力させることができる。なお、被差押人も、商標法第 65 条第 4 項の規定により税関に差押え解除の申立て、又は裁判所に保全取消の申立てをすることができる。④権利者等が前記に規定する期限内に、商標法第 65 条第 1 項の規定により税関に対する事前差押えの申立て、又は裁判所に保全の申立てをしなかったときは、当該貨物にその他の通関規定の違反がない限り、税関は代表的なサンプルを取った後に、これを通関させる。⑤権利者等が税関に差押えの申立てをした後に、税関より差押を受理した旨の通知を受領した日から 12 日以内に、商標法第 61 条の規定により押収物につき訴訟を提起し、且つその旨を税関に告知しなかったときは、税関は差押えを解除し、当該貨物にその他の通関規定の違反がない限り、代表的なサンプルを取った後にこれを通関させなければならない。なお、税関は必要に応じて前記期限を 12 日間延長することができる」と規定されている。

### 2. 「海関査扣侵害商標権物品実施弁法」

第 2 条に、「商標権者がその商標権を侵害する嫌疑のある輸出入貨物の差押を申立てるに際して、書面をもって税関総局又は輸出入地の税関局に申立をし、且つ次の書類を提供しなければならない。一、権利侵害事実及び侵害物を識別するに足る説明。二、輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港及び日時、航空機（船舶）の名称及び便名、コンテナ番号、貨物の保管場所及びその他等の具体的な情報。三、商標登録証、又はその他商標権を認定するに足る文書（第 1 項)。前項申立が代理人によって行われたときは、代理人の代理証明文書を別添する必要がある（第 2 項)」と規定されている。

### 3. 「海関査扣著作権或製版権侵害物実施弁法」

第 2 条第 1 項に、「著作権者又は製版権者は本法第 90 条の 1 第 1 項規定によりその著作権又は製版権を侵害する物品の差押えを申立てるに際して、被差押人が差押えによって損害を被ったため、その損害賠

償の担保として、税関が算定した当該輸入貨物のCIF価格又は輸出貨物の FOB 価格に相当する保証金を提供し、且つ書面をもって次の事項を説明しなければならない。一、著作権又は製版権を享有すること。二、侵害物を識別するに足る説明。三、権利侵害事実」と規定されている。

また、第 3 条に「差押えの申立が審査を経て本法第 90 条の 1 第 2 項及び前条規定に符合する場合は、税関は直ちに差押えを行うべきである（第 1 項)。差押えの申立が補正を要する場合は、税関は直ちに申立人に補正を要請する旨を通知すべきである。補正が行われる前に、通関手続に影響はない（第 2 項)」と規定されている。

**問題⑨：中国語による商品表示及び内容説明をしていない場合、違法性の問題があるか？**

商品標示法第 8 条第 1 項には「輸入商品が流通し国内市場に流れるとき、輸入業者は本法の規定に基づき、中国語による「**商品名称、生産、製造又は輸入業者の情報、商品内容及び製造期日（又は有効期限）など」の商品表示と説明書の添付をし**なければならず、その内容は原産地の標示と内容説明を簡略化してはならない」と規定されている。また、商品標示法第 9 条には「商品が市場に流れるとき、生産、製造又は輸入業者は次の項を標示しなければならない。一、商品名称。二、生産、メーカーの名称、電話、住所及び商品の原産地。輸入商品に属するものは、輸入業者の名称、電話、及び住所を標示しなければならない。三、商品内容。四、民国暦又は西暦の製造日。ただし期限があるものは、有効期日又は有効期限を加えて表示しなければならない。五、その他の中央主管機関の規定により表示すべき事項」と規定されている。

これら規定に違反する場合、商品標示法第 15 条に「直轄市又は県（市）の主務官庁は生産、製造又は輸入業者に対して期限を定めて改善すべきことを通知しなければならない。さらに、期限内に改善しないときは、ニュー台湾ドル 2 万元以上、20 万元以下の過料に処し、且

つ改正するまで連続的に処罰することができる」と規定されている。

これにより、主務官庁に対し商品表示法の規定により告発し、商品に期限の改正を命じられ、且つ罰金に処しされることができる。さらに、並行輸入品から輸入業者の名称を中国語の表示で知ることができ（表示していない場合、上述により主務官庁に告発を提出した後、知ることができる)、当該輸入業者が税金を滞納しているかを調査し、税金滞納の告発により間接的に並行輸入を阻止することができる。

**問題⑨-1：台湾では中国製紡織品の輸入に法令上に輸入制限が設けられているため、実務上中国製既製服を台湾製のものと偽装して輸入するケースがあり、よく見かける手口を以下に示すが、このような不実表示にいかに対応すべきか？**

手口 1：「Made in China」のタグを切り取り、「Made in Taiwan」のタグを取り付ける。

手口 2：以下のタグから「太字の文字列」を取り除く。

| 台湾 **〇〇〇〇股份有限公司** |
|---|
| 製造 **地：中国** |

「次の各号に掲げる商品表示をしてはならない。一、虚偽不実又は人の誤解を招くもの…」、「市場に流入した商品が第 6 条各号に規定する事情に該当する場合、直轄市又は県（市）主管機関は期限付きでメーカー又は輸入業者に是正を命ずるべきである。期限を過ぎても是正しないときは、ニュー台湾ドル 3 万元以上、30 万元以下の反則金に処し、且つ是正するまで反則金を科すことができる。情状が重いときは、6 ヶ月以下の業務停止命令又は廃業命令を出すことができる」と商品標示法第 6 条第 1 項、第 14 条にそれぞれ明文で定められている。

したがって、並行輸入業者が生産地、設計地等商品情報の表示を改ざんしている場合、主務官庁に上記商品表示法の規定により告発し、商品に期限の改正を命じされ、且つ罰金を科される。

**問題⑩：医薬品、化粧品、食品の並行輸入品について、特に注意すべき事項又は問題があるか？**

医薬品、化粧品、食品は国民の健康に密接な関わりがあるため、消費者の健康を守るために、法令上これら商品の商品表示及び広告につき特別な規定が設けられており、特に医薬品は一定の資格を取得した者だけ販売することができ、何人でも販売できるわけではない。又、薬用化粧品（医薬部外品）の輸入も事前に主管機関の許可を経る必要がある。関連規定を十分に理解できれば、医薬品、化粧品、食品の並行輸入対策の作成に役に立つため、医薬品、化粧品、食品の定義及び関連規定をそれぞれ以下のとおり説明する。

**(一) 医薬品**

医薬品の定義につき、「本法にいう『薬品』とは、次の各号のいずれかの原料薬及び製剤を指す。一、中華薬典（Chinese Pharmacopoeia）又は中央衛生主務官庁に認められた、その他各国薬局方、公定の国家処方集、又は各当該補充薬局方集に記載される薬品を指す。二、前号に記載されないものの、人間の疾病の診断、治療、軽減又は予防に使用される薬品。三、その他、人間の身体構造及び生理機能に影響を及ぼすに足る薬品。四、前三号に掲げる薬品を配合し製造する薬品。」と薬事法第6条に規定されている。

薬事法第 6 条の定義に該当する医薬品に関して、薬品のメーカーが薬品を台湾に輸入するとき、薬種商販売業者資格、薬監証明を取得しなければならないため、原則上医薬品の並行輸入は禁止されている。さもなければ、薬事法第 39 条に違反し、薬事法第 92 条によりニュー台湾ドル 3 万元以上、15 万元以下の罰金に処される。医薬品の並行輸入が薬事法第 75 条の薬物のラベル､添付文書又は包装に記載すべき事項の明記に違反した場合､同法第 92 条によりニュー台湾ドル 3 万元以上、15 万元以下の罰金に処される。また、許可を得ずに輸入した医薬品は禁制薬であり、ニセ薬又は禁制薬であることを明らかに知りながら、これを販売、供給、調剤、輸送、委託保管、

販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、薬事法第 83 条により 7 年以下の懲役に処し、ニュー台湾ドル 500 万元以下の罰金を併科される。

薬物のラベル、添付文書又は包装は、許可されたとおり、それぞれ次の事項を明記しなければならない。一、メーカーの名称及び住所。二、品名及び許可証番号。三、ロットナンバー。四、製造日及び有効期間又は保存期限。五、主要成分の含有量、用量及び用法。六、主治効能、性能又は適応症。七、副作用、禁忌及びその他の注意事項。八、規定に基づき明記しなければならないその他の事項（薬事法第75条1項）。また、医薬品の広告について、誰でも広告することができることではなく、医薬品の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業及び医療機器の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業でないものは、薬物の広告を行ってはならない（薬事法第65条）。

その他、医薬品と医療器材の広告は、事前に中央又は直轄市の主務官庁に許可を得てから掲載することができる（薬事法第66条）。薬商でない者は薬物広告を行った場合、薬事法第91条により、ニュー台湾ドル20万元以上、500万元以下の罰金に処される。医薬品の広告は事前に許可を得ていなかった場合、薬事法第92条4項によりニュー台湾ドル20万元以上、500万元以下の罰金に処される。

### (二) 化粧品

化粧品とは、「人体の外部に施され、毛髪に潤いを与える、嗅覚を刺激する、又は容貌を修飾するための物品」（化粧品衛生管理条例第 3 条）であり、その詳な細範囲と種類について、別途中央主務機関から広告すると授権する。化粧品はその医薬品成分又は毒物、劇物を含むのか否かによりさらに「化粧品（薬用ではないもの）」あるいは「薬用化粧品（医薬部外品）」と区別することができ、前者の輸入は主務機関に準備検査を提起すればよく、原則的には並行輸入を制限していない。ただし、後者は医療又は毒物、劇物を含み、人の身体の健康を影響するため、輸入許可を取得しなければならず（化粧品衛生管理条例第 7 条 1 項）、原則には並行輸入を制限し、輸入許

可を取得していない並行輸入薬用化粧品を差し押さえられた場合、化粧品衛生管理条例第15条の規定により、1年以下の懲役、拘留に処し、又は新台湾ドル15万元以下の罰金を科し又はこれを併科し、且つ別途衛生を妨害した物品を没収し消滅させる。」

化粧品のラベル、添付文書又は包装など化粧品の表示について、中央衛生主務機関の規定により、それぞれメーカー名、住所、商品名称、許可証若しくは許可証番号、成分、用途、用法、重量若しくは容量、ロット番号あるいは出荷期日を掲載しなければならず、中央衛生主務機関より指定公告された者は、保存方法及び保存期間も掲載しなければならない。化粧品の体積が小さく、容器又は包装に詳しく記載できない場合、添付文書に記載しなければならない。台湾で製造された化粧品である場合、ラベル、添付文書及び包装の記載文字は中国語とし、海外から輸入した化粧品は添付文書を中国語訳しなければならず、且つ輸入業者の名称、住所を明確的に記載しなければならない（化粧品衛生管理条例第6条1、2項）。上記規定に違反した場合、化粧品衛生管理条例第28条により、ニュー台湾ドル10万元以下の罰金に処することができる。

化粧品業者が広告を掲載又は放送するとき、事前に全ての文字、映像又は台詞を中央又は直轄市の衛生主務官庁に許可を申請し、且つ放送機構に検査許可の証明文書を交付しなければならない。中央主務官庁の許可効力は1年を維持することができ、期間満了後、継続して広告する者は、原許可衛生主務機関に延長を申請することができ、毎回の延長許可期間は1年を超過することができない。また、その掲載、放送の許可期間に、その内容又は掲載、放送の方法が不適切であると発見された場合、当該衛生主務官庁は廃止又は修正を命じることができる。この他、マスコミに掲載又は発布した化粧品の広告は、猥褻、風俗妨害、虚偽又は誇大があってはならない（化粧品衛生管理条例第24条1、2項）。化粧品に誇大不実がある、又は事前に許可を得ていない場合、化粧品衛生管理条例第30条1項により、ニュー台湾ドル5万元以下に処し、再犯又は重大犯罪者に

ついては、営業又は工場に関する許可ライセンスを廃止することができる。

## (三) 食　品

食品とは、「人に飲食又は咀嚼させる物品とその原料」(食品衛生管理法第2条1項)であり、原則として、多数の食品は自由に輸入又は並行輸入をすることができる。ただ中央主務機関の公告によって指定した食品、食品添加物、食品用洗剤及び食品器具、食品容器又は包装は、中央主務機関の検査を経て登録し、且つ許可証の発行を受けなければ、製造、加工、配合、改装又は輸入、輸出をすることができない(食品衛生管理法第14条)。

食品の輸入は医薬品、薬用化粧品のように多く制限されていないが、食品衛生管理法には食品の表示に対し特定な要求があり、例えば、容器又は包装のある食品、食品添加物は、中国語と図記号で「商品名称」、「内容物名称と重量」、「容量と数量」、「食品添加物名称」、「メーカー名称、電話番号と住所」を明確的に表示し、輸入業者は、「国内担当業者の名称、電話番号と住所」、「有効日付、製造日付、保存期限又は保存条件」、「その他中央主務機関が公告指定された標示事項」を容器又は包装に記載しなければならず、法により中国語で商品名称、メーカー、輸入業者を表示せず、又は保存期限を改ざんした場合、主務機関は期間を定めて回収且つ訂正するよう通知しなければならず、訂正されるまでは継続的に販売することができない。期間が満了してもまだ訂正していない場合、主務機関に没収、消滅される(食品衛生管理法第29条)。

食品、食品添加物、若しくは食品用洗剤の表示、宣伝又は広告について、不実、誇大又は誤解させる情況を禁止しており(食品衛生管理法第19条第1項)、違反した場合、ニュー台湾ドル4万元以上、20万元以下の罰金に処される。また、医療効能の表示、宣伝又は広告を禁止しており(食品衛生管理法第19条第2項)、違反した場合、ニュー台湾ドル20万元以上、100万元以下の罰金に処される。一年以内に再度違反した者はその営業又は工場登録ライセンスを廃止す

ることができる。このような違反広告に対して、主務機関はそのつど連続で業者が放送を停止するまで処罰することができる。

**問題⑩-1：並行輸入品の商品表示で、賞味期限等の記載事項の改ざん、ラベルの貼替え等があった場合、違法性の問題はあるか？**

これら行為は、刑法上の私文書偽造罪や詐欺罪に関わる可能性があり、前者では5年以下の懲役、後者では5年以下の懲役、拘留又は1,000元以下の罰金、又は併科が科される。この他、薬事法、化粧品衛生管理条例及び食品衛生管理法などの行政法でも、これら行為が違法であると明示されている。

**(一) 医薬品**

薬品の有効期間の表示の書直し又は変更は、薬事法第20条に規定する「偽薬」と扱われ、製造又は輸入者は10年以下の懲役、又はニュー台湾ドル 1,000 万元以下の罰金が併科され、故意の販売は、7年以下の懲役、ニュー台湾ドル500万元以下の罰金が併科される。

**(二) 化粧品**

化粧品衛生管理条例第12条に、化粧品販売業者は、化粧品のラベル、取扱説明書、包装、容器等を変更して販売してはならず、違反した場合は10万元以下の罰金に処し、商品の販売中止や回収、没収、廃棄をしなければならないと規定している。このため、化粧品販売業者は勝手に化粧品の表示内容を変更してはならない。

**(三) 食　品**

食品衛生管理第19條第1項の規定により、食品、食品添加物又は食品用洗浄剤の表示、宣伝又は公告に不実、過大又は誤解を招くような事情があってはならない。

したがって、勝手に食品の有効期限の表示変更、不実表示は、上記規定に違反し、主務官庁はニュー台湾ドル 4 万元以上 20 万元以下の罰金を科されると同時に、期限を定めて回収や訂正を通知される。また、訂正されるまで販売を続続できず、没収又は廃棄されることとなる。

## 問題⑩-2：並行輸入された製品に台湾で未認可の成分が含まれている場合、違法性の問題があるか？

### （一）医薬品

薬事法第 39 条の規定によると、薬品の製造や輸入は、衛生署に対して検査登録を申請し、承認を経て、薬品許可証の発行を受ける必要がある。つまり、薬品の製造や輸入は、衛生署の承認なく実施できない。承認を経ることなく製造した場合は「偽薬」か「禁制薬」と扱われ、同法第 82 条、第 83 条の規定により処分される。

### （二）化粧品

一般化粧品（薬用ではないもの）は主管官庁への届出のみでよいが、薬用化粧品は、輸入か国産かを問わず、添加する薬品の成分、種類及びその添加量は、台湾行政院衛生署が公告した「化粧品含有医療或毒劇薬品基準」に符合する必要がある。また、メーカーは衛生署に検査登録を申請し、承認を経て、許可証の発行を受ける必要がある。これに反する場合、1 年以下の懲役、拘留、又はニュー台湾ドル 15 万元以下の罰金を科す。なお、当該衛生を妨害した物品は没収又は処分される。

### （三）食　品

販売する食品、食品用洗剤又はその器具、容器又は包装は、食品衛生管理法第 10 条の規定により、衛生安全及び品質基準に符合しない場合は、主務官庁がそれを没収する。なお、食品衛生管理法第 14 条の規定により中央主務官庁が公告指定した食品、食品添加物、食品用洗剤、食品器具、食品容器及び食品包装につき、その製造、加工、調製、改装、輸入又は輸出は、中央主務官庁による検査登録及び許可証の発行を経ることなく実施できない。これに反した場合、主務官庁はこれを没収又は処分する。つまり、台湾法令に認められない成分が輸入食品に含まれる場合は、主務官庁に告発することができる。

**問題⑩-3：並行輸入された製品の効能について、台湾で未認可の効能を広告する行為や、過大に広告する行為は、違法性の問題があるか？**

不実広告に関する規定は、消費者保護法及び公平交易法で定められている。消費者保護法第 22 条には、企業経営者は広告内容の真実を確保しなければならず、その消費者に対し負う義務は広告内容を下回ってはならないと定めている。消費者が不実広告を信じたことにより生じた損害は、消費者保護法第 23 条の規定により、掲載又は伝達の依頼を行う企業経営者並びに広告媒体業者に対して、損害賠償を請求できる。

公平交易法第 21 条には、事業者は、商品若しくはその広告にその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は表徴をしてはならないと定めている。

**(一) 医薬品**

医薬品と医療器材の広告は、事前に中央又は直轄市の主務官庁の許可を得てから掲載できる（薬事法第 66 条）。薬商でない者が薬物広告を行った場合、薬事法第 91 条によりニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の罰金が科される。医薬品の広告が事前に許可を得ていなかった場合、同法第 92 条 4 項によりニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の罰金が科される。

**(二) 化粧品**

化粧品業者が広告を掲載や放送には、使用する全ての文字や映像、台詞の許可を中央又は直轄市の衛生主務官庁に対して事前に申請し、且つ放送機構に検査許可の証明書を交付しなければならない。中央主務官庁の許可効力は 1 年間を維持でき、期間満了後も継続的に広告する者は、当該衛生主務官庁に延長を申請できる。ただし、毎回の延長期間は 1 年間を超えることができない。

また、その掲載や放送の許可期間に、その掲載や放送の方法や、その広告内容が不適切であるとされた場合、当該衛生主務官庁は、

当該広告の廃止又は修正するよう命じることができる。

この他、マスコミに掲載又は発布した化粧品の広告は、猥褻、風俗妨害、虚偽又は誇大があってはならない（化粧品衛生管理条例第24条1、2項）。化粧品に誇大や不実がある場合、又は事前に許可を得ていない場合、化粧品衛生管理条例第30条1項によりニュー台湾ドル5万元以下に処し、再犯や重大な場合は営業又は工場に関する許可ライセンスを廃止できる。

**(三) 食　品**

食品、食品添加物、若しくは食品用洗剤の表示、宣伝又は広告について、不実、誇大又は誤解させることを禁止しており（食品衛生管理法第19条第1項)、違反した場合はニュー台湾ドル4万元以上、20万元以下の罰金を科される。

また、医療効能の表示、宣伝又は広告を禁止しており（食品衛生管理法第19条第2項)、違反した場合はニュー台湾ドル20万元以上、100万元以下の罰金に処される。

一年以内に再度違反した者は、その営業又は工場登録ライセンスを廃止できる。このような違反広告に対して、主務機関は業者が放送を停止するまで繰り返し処罰できる。

**問題⑩-4：並行輸入された製品の成分表に記載されている成分が実際に含まれていない場合、違法性の問題があるか？**

この場合は、消費者保護法及び上記の公平交易法第21条の規定、当該商品に関する特別規定に違反する可能性がある。

消費者保護法第24条の規定により、企業の経営者は商品標示法等法令により商品又は役務の表示をする義務があり、且つ商品又は役務を輸入するに際して、中国語による商品表示及び説明書を添えなければならず、その内容は原産地による商品表示及び説明書より簡略なものであってはならない。

また、公平交易法第21条の規定により、事業者は商品若しくはその広告において、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日付、

有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について虚偽不実又は誤解が生じる表示や標示を行ってはならない。なお、薬品、化粧品、食品におけるこのような不実表示の行為について、次のとおり規定する。

**(一) 医薬品**

薬事法の規定により、薬品に含まれる有効成分の名称が許可されたものに符合しない場合は「偽薬」、許可された薬品に法に定めていない添加物を無断に添加し、又は含有した有効成分の質、量又は強度が許可されたものに符合しない場合は「劣薬」であり、これらが発見された場合は、回収や処分をしなければならない。また、偽薬を製造又は輸入した者は 10 年以下の懲役、且つニュー台湾ドル 1,000 万元以下の罰金を併科できる。さらに偽薬であると知りながら、これを販売、供給、調剤、運送、委託保管、売買斡旋、譲渡又は販売意図のため陳列した者は 7 年以下の懲役、且つこれにニュー台湾ドル 500 万元以下の罰金を併科できる。

**(二) 化粧品**

前述の通り、薬用化粧品の輸入又は製造販売は、衛生署に検査登録を行い、許可証の発行を受ける必要がある。また、不実やは過大表示が発見された場合はニュー台湾ドル 5 万元以下の過料が科される。

**(三) 食　品**

前述の通り、食品衛生管理法第 19 条第 1 項の規定により、食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示は不実・過大又は誤解が生じさせることが禁止され、ニュー台湾ドル 4 万元以上、20 万元以下の過料が科される。

**問題⑪：中国産の並行輸入製品に対し、特に注意すべき事項又は問題があるか？**

台湾は中国大陸の製品の輸入に多くの制限があり、「台湾地区與大陸地区貿易許可弁法」第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、中国大陸の物

品について、主務機関が公告許可した輸入項目とその条件の物品以外、台湾に輸入することができないため、中国産の並行輸入製品は原則として直接中国大陸から輸入することができない。

また、台湾における輸出入品の原産地認定は、「進口貨物原産地認定標準」及び「原産地証明書及び加工証明書管理弁法」の関連規定により処理している。物品の加工、製造又は原材料が二つ以上の国家（地域）にわたる場合、最終的に「実質的変更」を加えた国・地域を原産地としている。「実質的な変更」を加えた物品には、付加価値率を 35％以上加えたものが含まれるため《計算式：【物品の輸出価格（F.O.B.）－直接又は間接に原材料並びに部品を輸入する価格（C.I.F.）】／【物品の輸出価格（F.O.B.）】》、物品の加工や製造、原材料の提供に中国が参与したとしても、原産地が中国以外の国・地域と認定されれば、台湾に輸入できる。

**問題⑪-1：経済部国際貿易局が輸入規制している品目の商品が並行輸入される場合、個人、業者の何れでも違法性の問題が発生するか？**

よくある輸入禁止の種類には、たとえば紡織材料、綿紗、杼織物等衣装素材、オートバイ、冷蔵庫、熱水器、洗濯機、自動車、トラック等[12]があり、「台湾地区與大陸地区貿易許可弁法」の中国商品輸入規制規定に違反した場合、主務機関は 2 ヶ月以上、1 年以下に物品の輸入を停止し、又はその輸出入業者登録を廃止することができる（台湾地域と大陸地域関係条例第 86 条）。また、中国大陸から物品を台湾に密輸した場合、「懲治走私条例」（懲治走私条例第 12 条）、「海関緝私条例」（海関緝私条例第 36 条）の規定に違反する可能性があり、前者に違反した場合は 5 年以下の懲役、拘留、若しくはニュー台湾ドル 150 万元以下の罰金を科す。後者による取締の場合、物品価値の一～三倍の罰金が科されて、且つ没収される。その他、輸入貨物の通関申告で、輸

---

[12]具体的制限項目の検索ウェブサイトのリンク（国貿局ウェブサイト）：http://fbfh.trade.gov.tw/rich/test/indexfh.asp （最後閲覧日：2011/1/21）

入貨物の名称、数量、重さ、品質、価値又は規格につき不実に申告したとき、偽造、変造若しくは不実の発票又は証書を提出した場合、及びその他違法行為がある場合、情状によって申告漏れした輸入税の二倍～五倍までにあたる額の過料に科す、又は貨物を没収できる（海関緝私条例第 37 条第 1 項）。上記罰則は、業者、個人の何れにも適用される。

**問題⑫：法定の手続きをされておらず自動車又はオートバイの個人輸入について、違法性の問題があるか？**

台湾では従来、個人が海外から自動車を輸入するために多くの制限があった。例えば「個人申請輸入在国外已使用之自用車輛（小汽車或機車）審核要点」（2001 年 1 月 1 日から適用を停止した）に、個人で海外自動車の輸入を申請する主体（輸入申請者の資格）、客体（自動車種類）の何れも制限しており、且つ一台の自動車につき 1 回を限りとし、自動車を輸入しライセンスを受領してから 1 年以内は譲渡できなかった。

しかし、2002 年 1 月 1 日に WTO に加盟した後は全て取消され、自動車の個人輸入は原則として合法であり、あまり多くの制限はない。また、自動車の輸入関税の大幅な低下により、台湾人が海外から自動車を輸入する誘因となっている。

ただし、税関において法律が定めた輸入税、貨物税、営業税、貿易役務の宣伝費等を正直に申告しない場合、関係税法により補充納付が命じられ、且つ脱税の二倍の罰金を科されることとなる。

**問題⑬：機器のコピーガード等が勝手に解除された場合、何か問題あるか？**

著作権法第 80 条の 2 第 1 項には「著作権者が他人に無断で著作物にアクセスするのを禁止し、又は制限するために採用したコピーガード等の措置については、合法的に許諾を受けない限り、これを解除し、破壊し、その他の方法を用いてこれを回避してはならない」と規定されている。機器のコピーガード等が勝手に解除された場合、著作権法

第 84 条及び第 88 条による差止請求権、損害賠償請求権を行使できる（民事責任）。

また、著作権法第 80 条の 2 第 2 項には、「コピーガード等の措置の解除、破壊又は回避を図るための設備、器材、部品、技術若しくは情報は、合法的に許諾を受けない限り、これを製造し、輸入し、公衆の用に提供し又は公衆のために役務を提供してはならない」と規定されている。この規定に違反する場合、著作権法第 96 条の 1 により 1 年以下の懲役若しくは拘留に処し、あるいは新台湾ドル 2 万元以上、25 万元以下の罰金を科し又はこれを併科することができる（刑事責任）。

なお、著作権法第 80 条の 2 第 2 項の適用について、経済部智慧財産局の 95 年智字第 094011197-0 号書簡には「科学技術中立の原則に基づき、全ての科技保護措置を回避できる行為は著作権法に制限されていることではなく、著作権法第 80 の 2 第 2 項は次のいずれかに符合しなければ適用できない。①コピーガード等の措置の解除、破壊又は回避を図るためのもの。②前項の用途以外、その商業用途が限られているもの。③コピーガード等の措置の解除、破壊又は回避を図るため販売促進したもの」と説明している。

つまり、営業の目的をもって機器のコピーガード等の措置を解除する者（店舗従業員など）に対しては、民事責任のほか、著作権法第 96 条の 1 による刑事責任を問うことができる。

**問題⑭：内国権利者が輸入した時点で、外国権利者とは無関係に独自のグッドウィルを形成している場合、何の問題があるか？**

これは著名商標が第三者に先取り登録された問題に関わり、有名な案例として日本企業吉田股份有限公司の「PORTER 及び図」商標、日本企業高岡屋股份有限公司の「高岡屋」商標等が上げられる。

しかし、当該商標が海外でどれだけ著名であろうと、台湾の商標法は登録主義及び属地主義であるため、台湾で登録出願をしなければ、商標法により与えられる商標使用権及び排他権を享受することができない。外国権利者が商標商品を輸入しようとする時に、内国権利者が

既に同じ商標を登録している場合、当該内国権利者の商標が無効となるまで、台湾現行法では、当該商標の権利は、台湾内の権利者に帰属するため、外国権利者による異議申立てや無効審判請求により、当該商標を取り消すことが必要となる。無効事由には通常、商標法第 23 条第 12 号「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの」、又は第 14 号「同一又は類似商標又は役務について他人の先使用、にかかる商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知悉していたとき」との規定が用いられる。

ただし、商標法第 54 条に「無効審判請求の審決が成立した案件においては、その登録を取り消さなければならない。ただし、審決時において、当該不登録事由がすでに存在しないものは、公益および当事者の利益を参酌した後、不成立の審決にすることができる」と規定され、当該条文の但書に言う「当該不登録事由がすでに存在しないもの」とは、二つの商標が市場で「長らく並存し、関連消費者が混同誤認することがない」ことを指す。

すなわち、商標が市場で存在している客観事実が消費者の印象として覚えられ、無効審判を提起した時点ですでに消費者が区別でき、混同誤認することがない状況を言う。したがって、内国権利者が外国権利者商標とは異なる独自のグッドウィルを築き上げたことを証明できれば、商標は取消されれない。また、公平交易法第 20 条又は 24 条の構成要件に該当するかにより、公平法における関係規定を以って、民事訴訟の提起又は公平交易委員会に告発することができる。

**問題⑮：代理店・販売店契約書における「販売できる区域」の限定と再販禁止に関する規定に、違法性の問題があるか？**

第四章第三節及び第六章第二節を参照すれば分かるように、競争を制限する「販売できる区域」の限定及び再販禁止等は公平交易法第 19

条第 6 号に違反する可能性がある。

公平交易法施行細則第 27 条第 2 項に、当該制限が正当なのか否かについては、当事者の意図、目的、市場地位、所属する市場の構造、商品の特徴及び履行した場合に市場競争に与える影響などを総合的に判断しなければならないと規定されている。メーカー又は権利者が明文で並行輸入を禁止できない前提のした、契約で実施許諾者の販売できる区域又は再販禁止等を制限し、公正競争を妨げるおそれがある場合、公平交易法第 19 条第 6 号の規定に違反するおそれがあるため、契約でサービスの品質を確保するための制限であると強調する、又は製品の成分が生命安全を危害するおそれがあるので管理を強化する等の制限するに十分な理由があるかが鍵となる。

**問題⑮-1：新品の製品を一旦販売登録することで中古品とすることにより、代理店･販売店契約の条項に抵触しない形にして並行輸出する行為に違法性の問題があるか？**

違法性の問題はないが、当事者間の契約違反の問題がある。つまり、「信義則」は民法の基本原則であり、権利行使又は義務の履行は、信義則に基づき行う必要があり、公平・正義の要求に符合させ、当事者双方の権利義務のバランスがとれるように､｢無効｣の評価を与えるか、又は「適切な調整」を行うべきである。

したがって、代理店又は販売店が契約の約定内容を悪意に回避し、故意にルール違反している事情を挙証できた場合は、民法の信義則の基本原則に基づき、代理店等は契約違反責任を負うべきであると主張できるはずである。

**問題⑯：並行輸入品に対するアフターサービスについて、メーカーや正規代理店がアフターサービスの義務を負うのか？**

消費者保護法第 7 条の規定に「製品の設計、生産、製造に従事する者又は役務を提供する企業経営者は、<u>製品を提供し市場に流通させる時又は役務を提供する時</u>に、当該製品又は役務が当時の科学技術又は

専門レベルで合理的に期待できる安全性に符合しなければならない」との規定があり、法律面では企業やメーカーにアフターサービスを提供するよう義務付けていない。アフターサービスを提供する企業は、企業のイメージや製品価値を高めるなどのストラテジーを考慮して、消費者に提供しているサービスであるため、契約で義務付けることができる。よって、並行輸入品にアフターサービスを提供するかは、企業のマーケティングストラテジーに関わるものであり、メーカー及び販売店はアフターサービスを提供する義務を負う必要がない。

**問題⑯-1：真正品を改造し、真正品の商標を外し、自社商標を添付して並行輸出する行為に違法性の問題があるか？**

このような場合を「逆模倣」と言い、市場で購入した他社の製品に自分の商標を勝手につけ、市場へ流通して販売することを指す。

世界各国の立法例によれば、逆模倣を不法行為として商標法に明らかに定めている国は、わずかにフランス、イタリア、オーストラリア、ブラジル及び中国等であり、台湾は含まれていない。このため、台湾において「逆模倣」が不法行為を構成するか否かについてあまり論議されておらず、法律の適用に紛争がないとは言えない。

ただし、商標法第61条第1項には「商標権者はその商標権を侵害したものに対し、損害賠償を請求することができ、その侵害排除を請求できる。侵害の可能性があるときは、その防止を請求することができる」と規定されている。つまり、登録商標の使用権は、商標権者の権利の一つであり、その製造した商品に当該商標を使用するのみでなく、消費者をして認識させ、自分のブランドを作るために該商標を利用するといった意味が含まれている商標権の使用により、商標価値を実現することも含まれる。

商標権とは、上記商標を直接使用する権利と使用することにより着々と築かれていく商標の未来価値の両方を同時に含み、両者を分割して論ずることはできない。よって、商標権者の同意を得てない「逆模倣」という行為は、経営者が心を込めて製品を経営することにより

得た信用や名声、消費者の権益が合理的に保障され、公平に競争する市場環境を作るためにも、商標権侵害と評価されるべきである。

なお、このような行為は実際に間接的に商標権者が製品を市場へ流通する権利を妨害し、取引秩序及び公平競争を壊しているため、公平交易法第 24 条の不正行為禁止に関する他の規定に違反する可能性もある。しかし、このような案例は、台湾において学術面での論議が進められているのみであり、実務上の関連判決や意見表示はなされていない。

**問題⑰：台湾から海外への輸出（並行輸出）について、特に注意すべき事項又は問題があるか？**

台湾からの並行輸出の商品はあるが、種類や数は並行輸入に及ばず、一番多いのは中国への輸出であり、法律で並行輸出を禁止していない。電気機器（デバイス）、事務機器の消耗品、健康飲料などの食品、スポーツ用品などは実務上よくある並行輸出商品であり、主な原因はやはり大きな価格差があるとのことであり、一部の原因としては台湾製の商品が中国で信頼され人気が高いことにある。並行輸出は、代理店、代理販売契約で販売地域の制限条項を約定することによって対応することができ、また各地域の電圧が異なり、アフターサービスの提供のコントロール等正当理由に基づき、各地の代理業者、代理販売業者と販売地域の制限契約を締結し、制限の条項違約処罰を定めることによって並行輸出入を阻止する効果を上げることができる。また、税関と協力して差押えたり（ただし、輸出の情況には実益は高くない）、商品製造コートにつき販売地域によりコートをつけたりするのも考えられる対策である。

**問題⑱：並行輸入された正規品の電池や付属品を取り出し、安い電池、付属部品に取り替えて販売する行為には、違法性の問題があるか？**

台湾商標法では真正品の並行輸入は商標法の規定に違反しない。それは、真正品の出所が正当で、商標権者又は実施許諾者の信用・名声

を損害するおそれがないからである。

しかし、工場出荷包装のまま販売せず、加工、改造若しくは変更したものに同一商標図形を表彰し、又は当該商標図形を広告等同類の書類に付して陳列又は頒布し、消費者をして商標権者もしくは実施許諾者、代理業者、販売店であると誤認混同させる場合、悪意に基づき他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標権を侵害する犯意があり、その情状により商標法の刑罰規定を適用するべきである。

よって、並行輸入業者が台湾において、並行輸入された製品に付いている電池、付属又は関連部品を変更し、工場出荷状態のまま販売していない商品に同一商標を表彰し、又は当該商標を広告等の書類に付して販売した場合、商標権者等の信用や名声に損害を与えて、商標法違反、商標権侵害を構成する可能性がある。

**問題⑲：台湾以外のライセンス先企業の製品が、品質基準の観点から販売地域の制限契約条項があるにも関わらず台湾に並行輸入された場合に、違法性の問題はあるか？**

台湾の現行専利法、商標法のいずれも、真正品の並行輸入を制限していないが、著作権法では国内消尽の原則を採用しており、著作物の真正品を並行輸入してはならない。つまり、著作物の並行輸入を除いては、原則として並行輸入品が専利法や商標法に違反することはない。

販売地域制限契約を締結した場合、その効力は当事者間にしか及ばず、並行輸入業者の並行輸入行為が商標法や専利法に違反するか否かと直接関係がない。実施許諾の受託者と依頼者間で販売地域制限契約を締結している場合、それは当事者間の合意によるものであり、受託者は依頼者に対し、双方の契約に定めた内容により、契約違反した損害賠償又は違約金などを請求することができる（ただし、当該販売地域制限契約が現地の不正競争等の規範に違反するか否かにつき留意する必要がある）。

並行輸入品の流通を制限するためには、販路全体の管理、及び商品差異化の強化、品質保証サービスの提供等の方法により行うことを提

案する。

**問題⑳：台湾以外のライセンス先企業が、販売地域及び製造地域の制限を越えて、台湾で委託生産させ、そのまま台湾国内に流通させる場合、違法性の問題があるか？**

契約により特定な地域で販売及び製造しない行為は、当事者間の民事上の契約違反に関わる問題であり、契約責任のみを負えばよい。ただ、本章の問題③で述べたとおり、実施許諾者がただ乗りや商品の出所の誤認混同等の行為がある場合、公平交易法第21条又は第24条規定に違反する可能性がある。また、当該特許権や商標権が台湾で登録済みの場合は特許権侵害や商標権侵害を構成する可能性がある。

**問題⑳-1：台湾以外のライセンス先や委託生産先が生産した製品で、品質上引き取り拒否されたB級品が台湾に並行輸入された場合、違法性の問題があるか？**

B級品など工場流出品は、ライセンス先や委託生産先から販売許諾を得ておらず、当事者間契約の合法的許諾範囲に含まれていないため、模倣品に属する。

したがって、台湾に輸入した場合は著作権法、商標法、専利法等の規定に違反し、民事及び刑事の責任を負わされる可能性がある。

# 産業財産権における模倣対策のご案内

財団法人交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
   現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
   産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、
財団法人交流協会　貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：０３－５５７３－２６００
FAX：０３－５５７３－２６０１
ＨＰ：http://www.koryu.or/jp/

［特許庁委託］　台湾における職務発明の規定　台湾における並行輸入品への法的手当

平成２３年３月　発行

発行者　井　上　孝
発行所　財団法人 交流協会
東京都港区六本木３－１６－３３
青葉六本木ビル7階
印刷所　株式会社 宝円堂



執筆協力：万国法律事務所（Formosa Transnational Attoneys at Law）
台北市仁愛路三段１３６号１５階